

官報

號外

明治三十二年二月一日 水曜日

印 刷 局

○

第十三回
帝國議會衆議院議事速記錄第一二十一號

明治三十二年一月三十一日(火曜日)午後一時十六分開議

議事日程 第二十號 明治三十二年一月三十一日

午後一時開議

第一 所得稅法改正法律案(政府提出)

第二 葉煙草專賣資金會計法中改正法律案(政府提出)
(族院回付)第三 郵便條例中改正法律案(政府提出)
(族院送付)

第四 戎器火薬類取締法案(政府提出)

第五 臺灣銀行補助法案(政府提出)

第六 明治二十九年法律第六十三號中改正法
(政府提出)
(族院送付)第七 律案(政府提出)
(族院送付)第八 商法修正案(政府提出)
(族院送付)

第九 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第十 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第十一 國有土地森林原野下戻法案(政府提出)

第十二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第十三 中改正法律案(重岡第五郎君)
(外三名提出)第十四 訴願法中改正法律案(利光鶴松君)
(外七名提出)第十五 民法中改正法律案(利光鶴松君)
(外七名提出)第十六 失火ノ責任ニ關スル法律案(重岡第五
君)第十七 地價地租ニ錢位未滿ノ端數ヲ生スルトキ計算ニ
出第十八 關スル法律案(野間豊五郎君)
(外一名提出)第十九 法律案(工藤行幹君)
(外一名提出)第二十 建議案(藤金作君外)
(四名提出)第二十一 國民教育授業料全廢ノ建議案(根本正君外)
(五名提出)第二十二 府縣水產試驗所水產講習所國庫補助建議案(恒松隆慶君)
(外二名提出)

○

議長(片岡健吉君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス
(寺田書記官朗讀)

貴族院ヨリ關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案ヲ回付セラレタリ

國有林野法案

明治三十一年度歲入歲出總豫算追加案(第七號)

明治三十一年度特別會計歲入歲出豫算追加案(特追第四號)

貴族院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ議案ヲ可決シタル旨通牒アリ

事業公債及鐵道公債特別會計法案

償金ヲ公債費途ニ繰替運用ニ關スル法律案

明治二十三年法律第十四號廢止ニ關スル法律案

造幣局据置運轉資本増加ニ關スル法律案

葉煙草專賣資金會計法廢止ニ關スル法律案

北海道官設鐵道用品資金會計法案

作業會計法中改正法律案(製鐵所)

明治三十一年度歲入歲出總豫算追加案(第二號)(第五號)

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

礦業調查所設置ノ建議案

作業會計法中改正法律案(專賣局)

明治二十九年度豫備金支出ノ件外七件

委員長

提出者

藤

金

作

君

横山

通

英

君

國有山林原野整理處分ニ關スル建議案

提出者

藤

金

作

君

永井嘉六郎君

第一讀會ノ續

(委員長)

報告

永井嘉六郎君

第一讀會ノ續

(委員長)

報告

鹽田忠左衛門君

第一讀會ノ續

(委員長)

報告

降旗元太郎君

第一讀會ノ續

(委員長)

報告

石谷董九郎君

第一讀會ノ續

(委員長)

報告

齊藤安雄君

第一讀會ノ續

(委員長)

報告

杉下太郎右衛門君

第一讀會ノ續

(委員長)

報告

君

第一讀會

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、提出者ノ申出通致シマス、請暇ノ件ニ
附イテ諸君ニ御詰リスルコトガアリマス、中野武營君ハ病氣ノタメ、本月二
十五日ヨリ一月四日マデ十日間ノ請暇ヲ申出デラレマシタガ、聽届ケマシテ
御異議アリマスマイカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(片岡健吉君) 聽居ケルコトニ致シマス、石田貫之助君ハ病氣ノタメ
ニ、宅地組換法案委員ノ辭任ヲ申出デラレマシタガ、御異議ガナケレバ、聽
居ケルコトニ致シマス

○議長（片岡健吉君）是ハ議長指名ニ成立ツタ委員ニアリマスカラ、御異議ガナケレバ、議長ハ伊達文三君ヲ指名スルコトニ致シマス
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(牛岡健吉君) 議事日程ノ第一、所得稅法改正法律案貴族院回付、是
へ全部ヲ議題ニ供シマス

第一 所得稅法改正法律案（政府提出 貴族院同付）

政府提出
貴族院回付

○星亭君（二百三十四番）貴族院ニ於テ修正ニナツテ居ルサウデゴザイマスカラ、ソレヲ一應御讀上ヲ願ヒタイ、修正ノ分ダケヲ……

○議長(岸岡健吉君)ソレデハ貴族院ノ修正ヲ讀上ゲルコトニ致シマス
星亨君、貴族院修正ノ分ハ、諸君ノ御手許ニ印刷ニシテ回シテアリマスガ、
締分是ハ混雜シテ居リマスガ……

○星亨君(二百三十四番) サウデスカ、ソンナラ……
○瀧口歸一君(二百八十五番) 此所得稅法ノ貴族院回付ノコトニ附キマシテ、政府委員ニ質問ヲシタウゴザイマス
○議長(下関楚吉君) 宜シウゴザイマス

○瀧口歸一君演壇ニ登ル

ト云フモノヲ削リマシタル要點ハ、此公債社債ト云フモノニ千分ノ二十ヲ
課スト、他ノ所得稅ハ三百圓ニ満タナイモノハ取ラナイト、三百圓中ノ缺イ

タモノハ取ラナイモノニナツテ居ルニモ拘ラズ此公債社債ニ限ツテハ細々
五十圓百圓券ノ一枚ヲ所有スルモノモ之ヲ徵收スルト、斯ウナツテ居ルノデ
ゴザイマス、成ル程金額ハ畢竟五十圓券ニ對スル五錢百分の一卽チ五錢、百

圓ニ對シテ十錢ヲ徵スルト云フノデゴザイマスカラ、金額ハ知レタモノデアリマスガ、三三百圓ニ満タナイモノハ取ラナイト云フモノニ比例ハ附カナイデ、殊更此軍事公債ノ如キ日清戰役ノ此半ニ當ツテ、此募集ヲサレタ所ノ公債譲

書デゴザイマスル、是ハ實ニ日本臣民タル者ノ傍観座視スルニ忍ヒザルコトヨリシテ、赤心ヲ以テ募集ニ應ジタル所ノ公債證書デゴザイマスル、決シテ之ヲ有餘ルモノヲ以テ所有シテ居ル者バカリトハ申サレマセヌ、實ニ之ヲ赤心ヲ以テ、此募集ニ應シ所有シテ居ル、デ、五十圓百圓券ヲ持チ、持チ得ナイ者マデガ、之ヲ或ハ妻子ノ衣食ヲ省キ、或ハ從軍ノ出願モシタイ等ノ者モアルガ、年齢ノ制限ガアル、是ハ許サレナイ、責テハ此万分ノ一一報ズル所

ノ軍事公債ノ申込ヲシヤウト云フヤウナ所ヨリシテ、所有シテ居ル者、其者ニ對シマシテ僅少ナモノトハ申シナガラ、他ノ比例モ附カナイヤウナ茲ニ徵稅方ヲスルト云フコトハ、ドウモ是ハ宜シクナイト斯ウ云フ所ヨリ、先キニ貴族院ニ於キマシテハ之ヲ削除スルコトニナリマシタソデゴザイマスル、然ル族院ノ彼ノ速記錄ヲ見マスルト、單ニ公債證書ノ價格ニ影響スルト斯ウ云フ所ヲ以テ、之ニ復活スルコトニナツタモノ、ヤウニ私ハ認メテ居リマスガ、幾分ノ其公債證書ノ價格ニ影響ヲ及スノミデハゴザイマセヌ、今述べマシタ如ク實ニ他ノ比例モ附キマセズ、是が僅少ナルモノヲ徵收スルニ附イテノ手數ハ、各自ガ所有シテ居ルソレヲ仕拂ノ場處ニ又持出ル等ノコトニ附キマシテハ實ニ手數モ掛リサウシテ茲ニ比例ヲ得ナイト云フヤウナモノデゴザイマスカラ、全ク之ヲ復活スルト云フヤウナ事柄ハ、少シク貴族院ノ速記錄ヲ見マスルト、私ハ何カ解釋ニ苦シムデゴザイマスカラ、一ノ質問ヲ致スノデゴザイマス、尙ホ又此第四條ノ第三ニ書イテゴザイマス所ノ「田畠ヨリノ所得ハ前三箇年間所得平均高ヲ以テ算出スヘシ」ト云フモノニ貴族院デハ變シテ居リマス、是レ亦ドウモ其前三箇年平均ト云フモノハ、其意ヲ得ナイモノニ私ハ考ヘマス、是ハ政府案ノ豫算年額ニ據ルト云フモノヲ以テ當然ト認メテ居リマスガ、併ナガラ是ニ附キマシテノ他ニ關係スペキノ事柄モゴザイマセウカラ、此廉モ質問ヲ致シタイト考ヘル、一應質問ノ要旨ヲ述ベマス

(政府委員大藏書記官若槻禮次郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(若槻禮次郎君) 第三條ノ第二種ヲ貴族院デ復活シマシタ理由ハ、法人ノ所得ニ附イテ既ニ課稅ヲシテ本元デ課稅スルト云フコトニナル以上ハ、株券ノ所有者ニ對シテ課スルト同シク、公債社債ノ利ヲ持シテ居ル人モ矢張仕拂フ所デ、課稅スルト云フコトガ宜イノデアル、是ハチットモ變リハシナイ、或ル場合ニ於テハ株券ノ如キモノヨリモ、公債社債ノ如キガ多ク課稅シテ宣イ位ノモノデアルノヲバ、衆議院ノ修正ノヤウニナツテ居ルト云フト、却クテ反対ノ結果ヲ現スヤウナコトニナルカラシテ、既ニ第一種ノ法人ノ所得ト云フモノガ大本デ仕拂フト云フ所デ、課稅スルコトニナル以上ハ、拂フト云フ所デ差引イテ、課稅ヲ致シマスル譯アゴザイマスルカラシテ、ソレハ少額ナモノニ課稅ヲシマスコトニ附イテモ、手數ハサ程繁雜ニナイヤウニ考ヘマス、此點ハ貴族院ニ於テモ矢張手數ハ是ノミヲ第二種ニ入レタ所デ、大變手數が減ルト云フ譯デモナイト、斯ウ云フ論者ガアツタヤウニ考ヘテ居リマス、第四條ノ田畠所得ノミニ限ツテ三年平均ニ致シマスコトハ、田畠ハ水害トカ旱損トカ云フ隨分年ニ依ルト、所得ノナイ年ガアル位デアル、其一年ノ豫算デ課稅スルト云フト、其先キノ方へ至リマシテ四分ノ一以上ノ缺損ガアレバ、所得稅ノ額ヲ更正スルト云フコトガアリマスケレドモ、其水害ナリ或ハ旱損ナリノ結果ガ、四分ノ一マデノ減損ニナリマセスト云フト、其モノハ豫算年額デ課稅セラレルコトニナルカラ、斯ノ如ク年々ノ所得ノ一定シナモノハ、矢張三年ノ平均ヲ以テ割出シタ方ガ宜イ、斯ウ云フ説デ、貴族院デハ斯ウ云フヤウニナツテ居ルヤウニ考ヘマス、其コトヲ申シテ置キマス

(政府委員大藏書記官若槻禮次郎君) 第三條ノ第二種ヲ貴族院ヲ復活シマシタ理由
法人ノ所得ニ附イテ既ニ課稅ヲシテ本元デ課稅スルト云フコトニナル以
株券ノ所有者ニ對シテ課稅スルト同ジク、公債社債ノ利ヲ持シテ居ル人
張仕拂フ所デ、課稅スルト云フコトガ宜イノデアル、是ハチットモ變り
ナイ、或ル場合ニ於テハ株券ノ如キモノヨリモ、公債社債ノ如キガ多ク
シテ宜イ位ノモノデアルノヲバ、衆議院ノ修正ノヤウニナシテ居ルト云
却テ反對ノ結果ヲ現スヤウナコトニナルカラシテ、既ニ第一種ノ法
所得ト云フモノガ大本デ仕拂フト云フ所デ、課稅スルコトニナル以上ハ、
種ハ矢張同様ニスル方ガ宜シイト云フコトガ、重ナル理由ニナシテ居ッタ
ソニ考ヘマス、尙ホ其手數ハドウデアルカト云フニ手數ニ至リマスレバ
ト云フ所デ差引イテ、課稅ヲ致シマスル譯デゴザイマスルカラシテ、ソレ
額ナモノニ課稅ヲシマスコトニ附イテモ、手數ハサ程繁雜ニナイヤウニ
マス、此點ハ貴族院ニ於テモ矢張手數ハ是ノミヲ第二種ニ入レタ所デ、大
數ガ減ルト云フ譯デモナイト、斯ウ云フ論者ガアツタヤウニ考ヘテ居リ
第四條ノ田畠所得ノミニ限テ三年平均ニ致シマスコトハ、田畠ハ水
旱損トカ云フ隨分年ニ依ルト、所得ノナイ年ガアル位デアル、其一年
算年額デ課稅セラレルコトニナルカラ、斯ノ如ク年々ノ所得ノ一定シナ
ムデ課稅スルト云フト、其先キノ方ヘ至リマシテ四分ノ一以上ノ缺損ガ
ハ、所得稅ノ額ヲ更正スルト云フコトガアリマスケレドモ、其水害ナリ
旱損ナリノ結果ガ、四分ノ一マデノ減損ニナリマセヌト云フト、其モノ
カ旱損トカ云フ隨分年ニ依ルト、所得ノナイ年ガアル位デアル、其一年

○望月長夫君(十九番) 議長

○議長(片岡健吉君) 質問デスカ

○望月長夫君(十九番) 質問デヤアリマセヌ、動議ヲ出サウト思ロマス、簡短ニ此處デ述ベマス、此貴族院カラ回付ニナリマシテ修正ハ、隨分箇條ガ澤山ニナツテ居リマス、中ニハ直チニ同意ヲシテモ差支ナイモノモアリマスガ、其最主要ナモノハ、要スルニ本院デハ第三條ノ第一種ト云フモノヲ廢シタ、貴族院ハ之ヲ復活サスト云フコトガ、一番主タル修正ダラウト思ヒマス、此修正ハ其前ノ衆議院ノ修正ハ、委員會ニ於テモ本會ニ於テモ、實ハ異議ナク通過シタ修正デ、一目シテ此貴族院ノ復活サレタ事柄ハ、非常ニ累進ノ割合ヲ下ゲル、即チ千分ノ二十以上ヲ納メネバナラヌ人ノ所得ノ中ニ、公債が包含シテ居ル場合ニハ、此人ノ課税ハ大變下ゲル、サウシテ單ニ公債社債バカリ持シテ居ラナイ者デ、五十圓ヤ百圓ノ所得シカナイ者デモ、公債社債ハ必ズ税ヲ出サナケレバナラス、即チ多クノ所得ヲ持シテ居ル者ハ、此貴族院ノ復活ニ依シテ、非常ニ税額ヲ輕ク致シマスケレドモ、所得ノ少ナイ者ニ向シテハ大變ニ重クナル、特ニ公債社債ヲ持シテ居ル者ニ向シテ、非常ニ重クナル次第ア、衆議院ノ委員會デハ、寧口此原案ヨリモマダ累進ノ税率ハ高クシタイト云フ意見モアリマシタノニ、貴族院ハ出テ——衆議院ノ修正ヲ政府案ノ如ク復活致シマシタノハ、非常ニ此累進ノ割合ヲ下ゲルト云フコトニナクテ、税額ガ上層ガ輕クナツテ下層ガ非常ニ重クナルト云フ結果ヲ生ズルコトニナリマスカラ、是ハ衆議院ニ於テ直チニ貴族院ノ修正、即チ復活ヲ是認スルト云フコトハ、直チニ公債社債ノ價格ニ影響ヲ及シ、將來發行スル公債ヤ社債ニ向シテハ、先づ發行ノ際ニ直段ヲ下ゲネバ應募スル者ガナリ、即チ發行者ニ税ヲ課スルト殆ド同様ノ結果ニナリマスカラ、此第一種ヲ政府案ノ如ク引離シテ置クコトハ宜シクナイト云フ趣旨アッタ、成程貴族院ノ修正ノ通卽チ政府案ノ通ニ致シマスレバ、公債社債ニ附イテハ脱税ガナリ、税ヲ取ルニ輕便デアルト云フ一ノ利益ガアルニ相違ナイケレドモ、是トテモ從來サウ云フモノヲ別ニ引離サズシテ收税モ得ルコトが出來タノデアル、且ク此衆議院ノ修正ノタメニ國庫ノ收入ノ上ニハ、別ニ影響ガナイト云フコトハ、政府委員ガ明ニ答ヘテ居ル所デ、此衆議院ノ修正ハ委員會ニ於テモ本會ニ於テモ、政府ハ實際衆議院ノ修正ニ同意サレタト云フ次第ゴザイマスカラ、貴族院ガ之ヲ復活シタノハ、要スルニ累進ノ割合ヲ下ゲヤウト云フガ、サウシテ協議會ヲ開クヤウニ致シタイト思ヒマス、ソレテ私ハ協議會ヲ開クト云フコトノ動議ヲ提出致シマス

○星亭君(二百二十四番) 是ハ討論デハナイノデアリマス、私ハ貴族院ノ修正デ宜シト考ヘル、ト云フノハ、多少ノ議論ハゴザイマセウガ、條約改正ニナル以上ハ、斯ウ云フモノガ外國人ガ持シテ居ルノデアル、而シテ無記名デゴザイマスカラシテ、遂ニハ公債ヲ持シテ居ル外國人ハ、少モ所得税ヲ拂ハナイト云フ結果ガ生ズルノデアル、又今マデノ慣例ニ依シテモ、日本人ノ金ヲ持シテ居ル人間ガ、所得税ハ大抵拂ハナイノデアル、ナゼト云フニ公債

トシテ利子ヲ書出サズ致シテ居ルト云フ結果ガ生ジテ居リマスカラ、即チ斯ウ云フヤウナ方法ヲ以テデモセナケレバ、彼ノ外國人トカ金持ヲ防グコトハ

出来ナインデゴザイマスカラ、貴族院ノ修正ガ宜シト考ヘマス、第二ニ

ハ若シ又本院ニ於テ之ヲ否決シテ、協議會ヲ開イタ結果ガ纏ラナイデ、全

案ガ否決サレテシマフト、此度税ヲ取ル趣意ニモ影響ヲ生ジマスルガ故ニ、全

旁々以テ貴族院ノ修正ニ同意致シテ、サウンテソレア直チニ可決致シタ方ガ

宣シトイ思ヒマス

〔賛成々々ト呼フ者アリ〕

〔恒松隆慶君(貴族院ノ修正ガ簡便デ宜シイト呼フ)〕

○鈴木摠兵衛君(百四十五番) 私ハ十九番ノ説ニ同意致シマス、貴族院ノ復活ハ同意ガ出來ナイ

○議長(片岡健吉君) フレデハ採決致シマス、貴族院ノ修正ニ同意スルヤ否ニ附イテ採決致シマス、貴族院ノ修正ニ同意ノ諸君ハ、起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス

○議長(片岡健吉君) 貴族院ノ修正通決定致シマス、貴族院ノ修正ニ同意スルヤニ附イテ採決致シマス、貴族院ノ修正ニ同意ノ諸君ハ、起立ヲ請ヒマス

第二 葦煙草專賣資金會計法中改正法律案(政 府提出)

第二讀會ノ續

○恒松隆慶君(九十七番) 本案ハ過日二讀會ノトキ延距ニナツタノデアリマスガ、從來ノ煙草輸入ニハ税ガ賦課シテナカツタノデアリマス、然ル處葉煙草ノ改正法案ガ出マシタノデ、今後ハ輸入税ヲ課スルト云フコトニナツタノデゴザイマス、無論是ハ協賛ヲ與ヘテ宜シイノデアリマス、讀會ヲ省略シテ、直チニ二讀會ヲ確定アランコトヲ希望致シマス

〔贊成イタノ聲起ル〕

○議長(片岡健吉君) 讀會省略ノ動議ガ出マシタガ、御異議ガナケレバ、讀會ヲ省略スルコトニ致シマス

〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議ガナケレバ、確定シタルモノト認メマス

〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

確定議

第三 郵便條例中改正法律案(政府提出 第一讀會ノ續(委員長)

(貴族院送付)

(籠口歸一君演壇ニ登ル)

郵便條例中改正法律案特別委員會ノ經過結果

ニナル以上ハ、斯ウ云フモノガ外國人ガ持シテ居ルノデアル、而シテ無記名デゴザイマスカラシテ、遂ニハ公債ヲ持シテ居ル外國人ハ、少モ所得税ヲ拂ハナイト云フ結果ガ生ズルノデアル、又今マデノ慣例ニ依シテモ、日本人ノ金ヲ持シテ居ル人間ガ、所得税ハ大抵拂ハナイノデアル、ナゼト云フニ公債

○議長(片岡健吉君) 次ハ議事日程ノ第三、郵便條例中改正法律案、第一讀會ノ續、籠口歸一君

(貴族院送付)

(籠口歸一君演壇ニ登ル)

郵便條例中改正法律案特別委員會ノ經過結果

ニナル以上ハ、斯ウ云フモノガ外國人ガ持シテ居ルノデアル、而シテ無記名デゴザイマスカラシテ、遂ニハ公債ヲ持シテ居ル外國人ハ、少モ所得税ヲ拂ハナイト云フ結果ガ生ズルノデアル、又今マデノ慣例ニ依シテモ、日本人ノ金ヲ持シテ居ル人間ガ、所得税ハ大抵拂ハナイノデアル、ナゼト云フニ公債

タル譯デゴザイマス、斯クナラナケレバナラズ、斯クナルヲ最モ適當ト認メマ

スル譯デゴザイマス、又此百三十一條及百三十三條中ニ、爲換ノ三十圓ト云

フノヲ改メテ五十圓ニスルト云フコトデゴザイマス、是ハ段々委員會ニ於キ

マシテ反覆丁寧ニ審査ヲ致シマスルト、此條例設定ノ當時ニ於キマシテハ、

三十圓ヲ以テ適當トシタ譯デゴザイマスガ、追々該事ノ發達ニ連レマシテ、

三十一年度ノ末ニ於キマシタ所ノ調査ノ上カラ見マスルト、此四十九圓何某

ト云フヤウナ一人當ノ比例ガ出マシテゴザイマス、故ニ之ヲ繰上ゲテ五十圓

ト、斯ウ云フコトニ改メルコトニナッテ居リマス、委員會ニ於キマシテハ、

之ヲモウ一ツ百圓ニ致シタイ、斯ウ云フ希望ガゴザイマシタカラ、段々此コ

トニ附イテ調査ヲ致シマシタ所ガ、之ヲ百圓ニ改メルコトニ致シマスレバ、

此資本金一爲換資金ノ二十萬圓ト云フモノヲ增加シテ備ヘナケレバナラズ

必要ガゴザイマス、三十圓ヲ五十圓ニ致シマスル事柄ニ附キマシテハ、是ハ

爲換局彼我ノ融通ヲ以チマシテ縁合ヲ附ケマスルカラ、別ニ資金增加ヲ要ス

ルコトハナイガ、百圓ト致シマス別ニ二十萬圓ヲ備ヘナケレバナラズ必要

ガ生ジテ參リマス、今日ハ僻地ニ至リマシテモ銀行或ハ出張所支店等ノ設ケ

ガ、アラユル出來テ居リマスカラ、斯ノ如クシナクテモ二十萬圓ノ資本ヲ茲ニ

ニ增加シテ、サウシテ之ヲ百圓ニスルマデノ必要ハナイト、斯様ニ委員會ニ

於キマシテハ認メマシタノデゴザイマス、ソレデ兩條共ニ原案ヲ適當ト認メ

マシタ譯デゴザイマス、此段報告ヲ致シマス、就キマシテハ一ノ希望ヲ述べ

タイト思ヒマス、斯ノ如ク前條申上ゲマスヤウナ極必要ナ改正デゴザイマシテ、至シテ簡短ナモノデゴザイマスカラ、ドウカ讀會ヲ省略シテ、即決アラン

コトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 第二讀會ヲ開クコトニ付イテハ、異議ハゴザイマスマ

イカ

(「異議ナシ異議ナシ」の聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、第二讀會ヲ開クコトニ致シマス

○恵松隆慶君(九十七番) 此案ハ唯今委員長カラ述ベラレマシタ如ク、多年

實業家ガ希望ヲ懷ヒテ居タ所ノ尺度ヲ廣メテ蠶卵紙ナドノ輸送ノ便ヲ計リ、

又爲換金額ヲ高メテ公衆ノ便ヲ與フルト云フノデゴザイマスカラ、直チニ二

讀會ヲ確定アランコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ二讀會ヲ開クコトニ致シマ

ス

郵便條例中改正法律案(政府提出貴族院送付)

第二讀會

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテハ御異議ハアリマセヌカ

確定議

郵便條例中改正法律案

(「異議ナシ異議ナシ」の聲起ル)

○恵松隆慶君(九十七番) 讀會ノ省略ヲ願ヒマス

(「賛成々々」の聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、讀會ヲ省略致シマス

(「異議ナシ異議ナシ」の聲起ル)

第四 戰器火薬類取締法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

(磯部八五郎君演壇ニ登ル)

○磯部八五郎君(二百七十四番) 戰器火薬取締法案ノ委員會ノ次第ヲ御報道

致シマス、此委員會ハ去ル二十六日ニ會議ヲ開キマシテ、大體ニ於キマシテハ

回申シテゴザイマスル通、第十條ヲ削除シテ更ニ命令ヲ以テ、取締ノ附クヤウニ

ハ偶々一挺ノ鐵砲ヲ(「モウ少シ大音ニ」ト呼フ者アリ)需要者ガ製造所ニ注文

ヲ致シマスルトキニ、之ヲ販賣所ニ回スト云フコトニ致シマス、手數デ非常

回申シテアリマス通、別ニ申上グルコトハゴザイマセヌ、此段御報告致シマス

○長谷場純孝君(十五番) 私ハ此案ニハ大體ニ於テ贊成デスガ、此案ガ此儘ニ

ニ通過致シタナラバ、條約實施ノ上ニ大變ニ面倒ガ生ジハスマイカト思ヒ

マスカラ、此場合ニ於テ質問ヲ十分遂ゲマシテ、或ハ修正ヲ提出シヤウト

思ヒマス、暫ク時間ヲ假サレンコトヲ希望致シマス、先キニ委員長カラ十條ヲ削除サレタト云フコトデアリマスガ、是ハ此案ニ依リマスト、免許ヲ受

ケタモノガ直接ニ鐵砲製造ノ者カラ他ノ人ガ買フコトノ出來ナイコトニナ

テ居リマスガ、ソレデハ窮屈デアルカラ、製造入カラ官廳ノ許可ヲ得タ者ニ誰

テ此案ハ宜カラウト思ヒマスガ、若シ此案ノ通刀劍ノ類マデ此法案デ支配ス

デモ買フコトヲ許スト云フ意味ダラウト思ヒマスガ、ソコデ此案ハ近來

一時流行シマシタ選舉ノタメニ、世ニ壯士ト稱ヘル仕込杖若クハ危害ヲ人ニ

與フベキモノヲ携帶シテ居ル者ヲ取締ルト云フコトガ、主ニナッテ居リハセ

ヌカト思ヒマスガ、新ニ此法律ガ成立シテドコマデモ此法律デ支配ス

ルト致シタナラバ現ニ刀ノ研師ト云フ者モ支配シナケレバナルマイ、日本ノ

刀研ガ此法律ノ支配ヲ受クルコトニナッタナラバ、誠ニ其研師ヨリカ、或ハ官

廳或ハ警察署ノ面倒ガ、非常ナ混雜ガ生ジハシナイカ、ソコデ此案ハ近來

寸五分若ハ一尺ノ短刀デモ友達同志デ御前ガ所望ナラ御前ニヤルト云フコト

ハ、吾々ノ仲間デハ隨分アル、御前ハ宜イ刀ヲ持ツテ居ル、ソレヲ所望シタ

イト云ヘバ、ソレハ互ノコトデ、隨分互ニヤツタリ取タリスル、ソレヲ一

届ラシ、又舊大名ノ家环デハ、大概刀ノ二百振ヤ三百振ハ所持シテ居ル者ガアラウト思フガ、此法律ノ成立ノ上ハ、其臺帳ト云フモノモ持ヘナケレバナ

ラス、總テ此法律デ支配シタナラバ、數十万圓ヲ要サナケレバ、此臺帳ハ出

千二百貫目カラハ、貯フルコトハ許サヌト云フコトニナッテ居ルト云フコトヲ

聞イテ居ルガ、果シテ其通デアルトシタナラバ、七月以後ハ直ニ大衝突ガ起

ル、現ニ横濱ノ根岸ノ倉庫ニハ、外國人ガ輸入シタ爆發火薬ヲ六千貫目位貯藏シテ居ル、サウシテ日本ノ免許商ニ向ツテ、十貫目ナリ五貫目ナリヲ相當ノ手

續ヲ履シテ、賣シテ居ルノデゴザイマス、然ルニ此爆發火薬ハ百貫目、火薬ハ千二百貫目シカ貯藏スルコトガ出來ナイト云フコトニナツタナラバ、外國人ガ横濱ニ現ニ六千貫目以上モ貯藏シツ、アル倉庫ニ對シテハ、ドウ云フ法律ヲ施スカ、サウ云フコトマデモ、此法案ノ提出者ハ御調査ノ上デ爲サレタコトデアラウトハ存ジマスガ、若シサウ云フコトノ御調査ガナカッタナラバ、七月以後ニ此法案ヲ制定シタ、メニ外國人ト衝突ガ起リハシナイカト思フ、此中ノ第四條ニ「軍用銃砲ノ種類ハ陸軍大臣之ヲ定ム但シ特ニ海軍大臣ノ主管ニ係ルモノニ付テハ海軍大臣之ヲ定ム」トゴザイマスガ、此理由書ニモ所謂軍用銃ト獵銃トノ區別ガ、是マテノ區別ハ判明デナイカラトシテアリマスガ、陸軍大臣ハ是ハドウ云フ區別ヲ立ツルカ存ジマセヌガ、私ハ是モ其區別ヲ定メルコトガ餘程ムヅカシイコト、思フト云フモノハ既ニ其道ニ長シタ御方ハ御承知ノ通デアリマスガ、今獵銃ノ發明ハ日一日ト進歩シツ、アルノデゴザイマス、昨年ノ獵銃ハ今日ノ用ニ立タスト云フ、軍器ノ發明ニ伴シテ獵銃モ進歩シテ來テ、現ニ今ノ取締規則デモ、今ノ實際トハ既ニ抵觸シツ、アル、其一例ヲ舉ゲテ申シマシタナラバ、今日デモ非獵銃デ獵銃デアルモノガアル、ソヨデ陸軍大臣ガ之ヲ定メルニ、ドウ云フ種類ヲ以テ定メルカ、或ハ現今ノ如ク獵銃ノ名稱ヲ定メルニ、非獵銃ト軍用銃トヲ定メルト云フコトハ、餘程ムヅカシイト思フガ、非獵銃ヲ以テ軍用銃トナツタナラバ、或ハ苦情起ルベシ、今此日本ノ獵家デハ、ソンナ理窟ヲ主張スル者モゴザイマセヌデ、又ハ斯様ナ高尙ナル戎器ヲ取扱フ人ハ少ナイガ、條約實施後ニ西洋人ノ中ニハ、新發明ニ係ル施條銃ヲ用フルニ相違ナイ、サウスルト軍用銃ト獵銃ノ區別ノ立テ方ハ、今日事實ムヅカシイコト、思フ、其御答辯ノ如何ニ依テハ、私ハ第四條ニ修正ヲ加ヘタイト思ヒマスカラ、政府ノ御意見ヲ承テ然ル後ニ……

○議長(片岡健吉君)

議長

(政府委員内務省警保局長小倉久君演壇ニ登ル)○政府委員(小倉久君)長谷場君ノ御質問ニ答ヘマスガ、第一ノ御問ハ委員長ニ向ツテノ御問デゴザイマスガ、是ハ長谷場君ノ云ハレマス通選舉ノトキ杯イカト云フコトデアリマスガ、最モ刀劍ノ類ガ危害品デ害ヲ爲シテ居ルノデゴザイマス、併シ選舉ノトキハ、最モ刀劍ノ類ガ危害品デ害ヲ爲シテ居ルノデゴザイマス、併シ選舉ノトキダケニハ選舉ノコトニ對シテ緊急勅令ヲ出シテゴザイマシテ、當院ノ承諾ヲ求メツ、アルモノガアリマスカラ、宜シウゴザイマスガ、他ノ場合ニ於テ或ハ世上ニ何カ一揆等ガアリマスレバ、サウ云フ場合ニ於テハ、矢張刀劍槍戟ト云フモノガ、危險デアルカラ、豫テ此取締ハナケレバナラヌモノト心得マシテ、政府ハ此案ノ中ニ入レマシタ譯デゴザイマス、殊ニ臺帳ヲ作ルニ附イテハ、隨分ソレハ煩デハゴザイマセウト思ヒマスガ、併シ煩ダカラト云ウテ、危險ナモノヲ其儘ニ置ク譯ニハ往クマイトイト思ヒマス、第一ノ施行規則デ火薬ノ貯藏ノ制限ヲ附ケタラバ、此七月以降ニナリマシタナラバ、外國人ガ横濱アタリデ持ッテ居ル者ガ澤山アル、ソレニ制限ヲ附ケタラ、外國人ト衝突ヲスルコトデアラウト云フコトデゴザイマスガ、既ニ日本ノ法律ニ從フト云フコトニナウテ居リマス以上ハ、外國人ダカラト云フテモ其制限以上ノモノヲ持タセルコトハ、矢張イケナイト云フ政府ノ考デゴザイマス、施行

規則ニ定メタ所ニ依ッテ制限ヲ致シマスル考デゴザイマスル、ソレカラ第
三ノ軍用銃云々ノコトハ是ハ陸軍省ト協議ヲ致シマシテノ上、案ヲ立テマシ
タノデゴザイマスル、此點ニ附イテハ陸軍省ノ政府委員ガ來テ居ラレマスカ
ラ、陸軍省ノ政府委員カラ、御答ヲ致シマスヤウニ致シマス
○長谷場純孝君(十五番) チヨット尙ホ御尋ヲ致シマスガ、勿論御説明ノ通
此法律ヲ定メマシタ以上ハ、七月以後ハ外國人ト雖モ此法律ノ下ニ支配致サ
ナケレバナラナイ、ナラナイカラ果シテ私ノ承フタ通ニ細則ノ方デ、爆發火
藥ヲ百貫目ト云フ貯藏ノ制限ヲ立テマシタナラバ、此爆發火藥ノ使用ハ今鑛
山ガ非常ニ發達ヲシテ、鐵道ノ事業ハ諸方ニ起シテ居リマスシ、尙ホ益々鐵
道事業ハ是カラ進メテ往カナケレバナラヌト云フ今日ノ有様デアル、機運デ
アル、然ルニ百貫目ト云フコトヲ限テ置イタナラバ、僅カ百貫目バカリノ
モノヲ外國カラ輸入シテ、制限サレタモノヲ持ツテ來イ、其以上ハナラヌト云
フコトニナツタナラバ、日本ノ事實ノ上ニ直チニ工業上ニ影響ヲ及シテ、工
業ノ發達ヲ之ガタメニ止メルコトニナリハセヌカト云フ眞ガアル、ソレニ融
通ノ途ガ附クトスレバ、私ハ何モ申サヌノデアルケレドモ、若シ貯藏ヲ百貫
目若クバ一年ニ百貫目ト云フコトニシマシタナラバ、直チニ衝突ヲシハセヌ
カト思ヒマスカラ、ソレデ御尋致シマス
○政府委員(小倉久君) 分リマシタ、マダ此施行規則ノ方ハ、本案ガ通ラヌ
ノデゴザイマスカラ、決シテ其爆發火藥百貫目ト云フコトハ、成案デハナイ
ノデゴザイマス、尙ホ種々ノ御注意モゴザイマスルニ附イテハ、篤ト調査ヲ
致シマシタ上、定メル積デゴザイマス
○早川龍介君(二十七番) チヨクト序ニ私モ、是ハ其前會議ノトキニ、此法
案ノ委員ニナリマシテ色々取調べマシタコトモゴザイマス、此今刀劍ヲ是ヘ
御入レニナルト云フコトハ、餘程は御困難ナコトデアラウト思ヒマスカラ、
二三ノ要領ヲ承リタイ、唯今長谷場君カラ追々御尋ニナリマシタ所謂研師ト
云フ者ガ、矢張此規定ニ依ッテ這入りマシテ、一々研ギニ參ル時分若クバ研師
ヲ呼シテ研グト云フコトヲ一々ヤリマシタナラバ、是ハ非常ニ困難デアル、而
シテ又之ヲ取締ルニ附イテハ、詰リ臺帳ノ面倒モセシナラヌト云フコトデア
リマスルガ、此日本ニ古ヨリ打來フタ澤山ノ刀劍ヲ皆此臺帳ニ入レルト云フコ
トニナツタラ、大變ナコトニナラウト思ヒマス、隨分臺帳ヲ製作スル費用モナ
カカ幾万——幾十万ノ金ヲ出サヌケレバ出來ヌヤウナコトニナル、併シソ
レハ金ヲ厭ハズ経費ヲ掛ケテスルトシテモ、又此刀劍ガ現今世上或ハ骨董店
自分ノ愛玩品トシテ持ツテ居ル者モアル、即チ是ハ現今日本ノ大勢カラ見レ
バ、危險ト云フコトヨリハ寧ロ美術トカ、古物ヲ愛スルト云フ所謂茶器ヲ愛ス
ルガ如ク、掛物ヲ愛スルガ如キ感情ヲ持ツテ、之ヲ始終集メテ喜ンデ樂ミニ
シテ居ル人ガ、ドチラカト云フト刀劍家ニハ多イ方デアリマス、却ツテ危險ヲ
防グト云フ方ニハ、出刃庖丁鮪庖丁ハ勿ガ、危險ナル實況ヲ呈シ居ル、之
ヲ悉ク御調ヘニナルト云フコトニナツタナラバ、唯私ハ前途杞憂スルノハ、
非常ナ警察ニ御手數ガ掛ツテ、チヨクト良イ刀ヲ得タカラ、一本君ニヤラウ
ト云フヤウナ者マデモ、悉ク今小倉君ノ云ハレタヤウニ、一々警察ノ手ヲ經ル

ヤウナコトニナリ、又神社寺院ニ古カラ寄附ニナシテ居マスヤウナモノ、是モ亦悉ク取締ラナケレバナラヌト云フコトニナシテ、餘程是ハ煩勞極マルコトニナラウト思ヒマスデ、私ハモウ少シ之ヲ御調ニナシテ、日本ノ刀劍ノ數ガ凡ソ何程アルト云フ位ニマテ御調ニナシテ、詰リ臺帳等ノ經費モ御見積ニナタナラバ宜カラウト思ヒマス、兎ニ角是ハ餘程ノ面倒ナ問題ト存ジマスガ、現今鋸トカ鉈トカ云フモノト共ニ垂下グテアル刀ニ類似シタヤウナモノマテ取締ッテ、一々臺帳ヲ設ケナケレバナラヌト云フコトニナルノデゴザイマセウカ、其邊ヲ一應承リマス

○政府委員(小倉久君)先ツ一朝事アツタキニ、ソレヲ用フレバ危険デアルト云フヤウナモノハ、悉ク取締ル積デアルノデゴザイマス

○早川龍介君(二十七番)尙ホチヨウト御尋致シマスガ、危険デアルト致シマスレバ、所謂彼ノ皇族トカ華族ノ如キ愛玩的ニ五百本モ七百本モ持ツテ居ル者ハ、危險ト云フヨリモ寧ロ樂ミノ方ガ多イ、之ヲサウ云フ手數ヲ掛ケタナラバ、所有者モ餘程困難スルダラウト思ヒマスガ、御取締ニナルトスレバ、面倒デモ手數デモ、ソレヲ御取締ニナル御積デゴザイマスカ

○政府委員(小倉久君)左様デゴザイマス

○早川龍介君(二十七番)サウスルト矢ノ根トカ云フヤウナモノハ、兎器ノ中ニ這入リマスカ、隨分古イ矢ノ根ノ中ニハ、槍トシテ使ヘバ使ヘルヤウナモノモアル、是等ハ餘程御困難ト思ヒマスカラ、杞憂ノ餘リ御尋シテ置キマス

○政府委員(小倉久君)矢ノ根デモ槍ニ類シテ槍ノ效用ヲ爲スモノハ、矢張槍戟ノ類デ取締ル積デアリマス

○早川龍介君(二十七番)其鑑定ハ矢張警察官ガ、鑑定スルノデアリマスカ

○政府委員(小倉久君)ドウモソレヨリ外致方ハアルマイト思ヒマス

○恵松隆慶君(九十七番)此案ハ直チニ二讀會ヲ開クコトヲ希望シテ居リマシタケレドモ、長谷場君ノ如キ遊獵ノ好キ者ガアツテ、餘程火薬ノコトハ面倒ラシイ質問ガアリ、又早川君ノ如キ質問モゴザイマス、大體ハ固ヨリ贊成デゴザイマスカラ、二讀會ヲ開クト云フコトダケニ今日ハ御止メアランコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君)ソレデハ二讀會ヲ開クコトニ致シマス、次ハ議事日程ノ第五、臺灣銀行補助法案、第一讀會ノ續

第五　臺灣銀行補助法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長)

(報告)

御異議ガナケレバ、二讀會ヲ開クコトニ致シマス

〔「異議ナシ異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君)ソレデハ二讀會ヲ開クコトニ致シマス、次ハ議事日程ノ第五、臺灣銀行補助法案、第一讀會ノ續

デゴザイマスカラ、本案ヲ可決致シマシテ、速ニ臺灣銀行ノ設立ノ希望スル譯デゴザイマス、簡單ナル法案デゴザイマスル故ニ、直チニ確定セラレシコトヲ希望致シマス

○野間五造君(百九十八番)議長

上ゲタ如ク、多分出來ナイデアラウト云フ考ヲ申上ゲテ置イタ所ガ、唯今委員長ノ御報告モアリ、政府ノ方デハ必ズ成立セシムルト云フ御意向ダサウデアリマスカラ、私ハチヨウト政府委員カラ、御明言ヲ願シテ置キタイコトガアル、ソレハ何デアルカト云ヘバ自分ガ先日申上ゲタ如ク、此銀行ノ金ト云フモノハ臺灣デ使フノデハナイ、臺灣デハ到底是ダケノ金額ヲ使ヒ切レナインデアルカラ、其金ノ三百万圓ト云フモノ、言換ヘレバ殆ド八百万カラノ融通貨幣ヲ出スコトノ出來ル銀行ガ、臺灣デ何ノ仕事ヲスルカト云フコトヲ先日ノ質問デ御尋ニシテ置イタ所ガ、ソレモ出來ルト云フ御話デアルガ、自分ノ考デハ多分此ノ金ト云フモノハ、通返リヲシテ日本デ勧ク金デハナイカト云フ虞ヲ持シテ居ルノテ、名ハ臺灣銀行ト言ヒナガラ、其實ハ無利息ノ三百万圓ノ金ガ、内地デ運轉スルデハナカラウカト云フ考ヲ持シテ居リマス、竝ニ近頃聞ク所ニ依ルト本店ヲバ日本ニ置クト云フヤウナ噂ヲ聞イテ居ル、サウスレバ其臺灣ト云フ名前ヲ冠セテアルケレドモ、其實ハ無利息ノ三百万圓ノ金ヲ日本デ或ル筋ノ者ガ使フト云フ結果ニナルデハナカラウカト云フ考ヲ持シテ居ルノデアルカラ、其本居ト云フモノハ全體ドコニ置クノデアルカト云フコトヲ豫メ御明言ヲ願シテ置キタイ、ソレカラモウ一つハ、日清銀行ト云フモノト此銀行ハ合併ヲスルト云フ噂ガアルノデアル、ソレハ創立委員ノ中ニモ其意見ヲ持シテ居ルト云フコトデアリマスガ、若シサウスルナラバ今議決シテ置イテモ、又此日清銀行ト云フモノハ合併ノ場合カラ、再ビ臺灣鐵道會社ノ如ク延期ニ延期ヲ重ネテ遂ニハ又一種特別ノ法案ト爲シテ現レテ來ハシナイカト云フ考ヲ持シテ居ルカラ、之ヲ第二番ニ御聞キ申シタイ、ソレカラ第三番ニハ、此銀行ガ若シ破産ヲスル場合ニ、本當ニ動イテ上海香港「バンク」ハシト競争ヲシテ、本當ノ動フヤル日ニナルト、利益ガナイト云フコトハ、今日私ハ明言シテ憚ラナインデアル、アノ金利ノ安イ銀行ト、此日本ノ高イ金ヲ悟シナケレバナラヌ、サウスレバ此競争ノ結果破産ヲスルト云フナラバ、此責任者ハ誰デアルカト云フコトヲ伺シテ置キタイ、ソレカラ第四番ニハ、委員會デモ政府委員カラ御話ガアツタガ、多分近日ニ法律案トシテ出テ來テ、此昨年カ一昨年議決ニナシタ臺灣銀行法案ノ一部分ヲ改正スルト云フコトニハナツテ居ルヤウニ伺ヒマシタケレドモ、尙ホ明言シテ戴キタインデアル、ト云フモノハ五圓紙幣ヲ出スト云フコトデアルケレドモ、向フノ實地ノ運轉ト云フモノハ五圓ト云フ高イ大キナ金デハ、融通ト云フモノガ實際ニ於テ不必要アル、寧ロ一圓カ或ハ五十錢位ノ小切手ノ方ガ宜イノデアルカラ、是モ議場ニ於テ政府委員カラ、御説明ヲ願ヒタク、此四箇條ニ附イテ御返辭ヲ願ヒタ

イノデアリマス

○多田作兵衛君(七十一番)極簡短ナ報道デゴザイマスカラ、是ヨリ致シマス、臺灣銀行補助法ハ委員會ニ於キマシテハ、満場一致原案ヲ賛成スルコトニナリマシタ、理由ヲ簡短ニ申述ベテ置キマス、臺灣銀行法ハ昨年ノ三月ニ發布ニナリマシタ、其後政府ニ於テ創立委員ヲ任命セラレマシタ、然ルニ金融ノ都合ニ依シテ今日マデ設立ガ運バヌノデゴザイマス、故ニ此法案ヲ施行スルニ至レバ、設立速ニ出來ルト云フコトヲ政府委員ガ明ニ責任ヲ負ウテ答辯セラレタ譯デゴザイマス、臺灣銀行ノ必要ト云フコトハ、喋々ヲ要シマセヌ譯

臺灣銀行補助法案

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

- 政府委員(松尾臣善君) 一番始ノハ何デゴザイマスカ、始ノヲツイ聞落シ
マシタガ
- 野間五造君(百九十八番) 始ノハ此三百万圓ノ金ト云フモノハ、恐ラクハ
内地ニ回リ返ツテ來テ、内地デ之ヲ使フ金ニナリハシナイカト云フ考デアル
カラ、丁度ソコヘ持ツテ來テ、今噂ニ依レバ本店ヲ内地ニ置クト云フコトデ
アルカラ、丁度私ノ杞憂ガ全ク事實ノ如ク思レルカラ、ワレデ此本店ハ臺灣
ニ御置ナサルノデアルカ、内地ニ御置ナサルノデアルカト云フコトヲ豫メ伺
テ置キタ

- 政府委員(松尾臣善君) 臺灣銀行ノ條例ニ、本店ハ臺灣ニ置クト云フコト
ガ極マテ居リマスカラ、之ヲ内地ニ置クト云フコトハ出來マセヌノデゴザイ
マス、條例ノ上ニ於キマシテ——ソレカラアチラノ三百万圓貸シタ、即チ其
資金ハ内地デ使フダラウト云フ御問ノヤウデゴザイマシタガ、是ハ臺灣デ
使用スル見込ナンデゴザイマス、ソレカラ臺灣銀行ガ成立ガ出來ルデアラウ
カ、恐ラクハ出來マイト云フ御疑ノヤウデゴザイマシタ、是ハコレダケノ補
助ヲ與ヘラレタナラバ、設立ハ出來ル見込ナンデゴザイマス、ソレカラ何デ
ゴザイマシタカ
- 野間五造君(百九十八番) 日清銀行……

- 政府委員(松尾臣善君) 日清銀行トノ關係ハ、條例ノ上ニ於キマシテハ一
向關係ノナコトデゴザイマスカラ、之ヲ合併スルト云フヤウナコトデ、何カ
別ナ條例外ノコトヲシマスレバ、又法律ヲ提出シテ協贊ヲ仰ガナケレバナラ
ヌ譯デスガ、是モ法律ノ上ニ明アラウト思ヒマス
- 野間五造君(百九十八番) 御忘ナレバ、其次ハ此銀行ガ、一圓銀貨デ出サ
ズニ五圓貨幣デ出スト云フコトデアルカラ、一覽拂ノ手形ハ愈々以テドウ云フ
方針デアラウト云フコト、其次ハ若シ破産シタ場合ニハ、此銀行ノ責任者ハ
官選ニナシタ頭取、其頭取一人デアルカ、株主ニ對シテハドウ云フ風ナ責任
ヲ持ツ者デアルカト云フコトヲ聞クノデス
- 政府委員(松尾臣善君) 一覽拂ノ手形ハ、是ハ五圓ト今ハゴザイマスケレ
ドモ、不便デゴザイマスカラ、一圓ノ手形ノ出來ルヤウニ致シタイト存ジマ
シテ、折角法案調査致シテ居リマスカラ、遠カラズ此議會ニ提出シテ御審議
ヲ願フコトニナラウト存ジマス、ソレカラ破産ヲシタ場合ト云フコトハ、是ハ
商法等ニ明デゴザイマスカラ、私ヨリ申上ゲル必要ハナカラウト思ヒマス
- 恆松隆慶君(九十七番) 此案ニ附キマンテハ野間君カラ、四箇條ノ質問ガ
出マンタガ、マダ質問ガ出ルカモ知レマセヌガ、大勢ハ定ツテ居リマス、又
一條二條三條ト云フ簡單ナモノデアリマス、委員會モ全會一致ヲ以テ協贊ヲ
與ヘダノデアリマスカラ、ドウカ讀會省略デ可決セラレンコトヲ希望致シマ
ス
- 議長(片岡健吉君) 先づ第二讀會ヲ開クヤ否ヤニ附イテ採決致シマス、ソ
レデハ讀會省略ノ動議ガ出マシタカラ、三分ノ二以上ノ賛成ガゴザイマスレ
バ、讀會省略ニ致シマス

- (「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、讀會ヲ省略スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、讀會ヲ省略スルコトニ致シマス、
案ハ確定セラレタモノト認メマス、次ハ議事日程第六、明治二十九年法律第
六十三號中改正法律案、第一讀會ノ續委員長ノ報告——石黒瀬一郎君

第六 正法律案(政府提出貴族院送付) 第一讀會ノ續(委員長)

(石黒瀬一郎君演壇ニ登ル)

- 石黒瀬一郎君(百四十一番) 二十九年法律第六十三號中改正法律案ノ特別
委員會ノ經過及結果ヲ報告致シマス、特別委員會ニ於キマシテハ審査ノ末、
本案ハ之ヲ可決スベキモノト決定ラ致シマシタ、審査ノ手續ニ於キマシテハ、
此法案ハ極メテ簡單ナモノデアリマシテ、二十九年六十三號ノ第六條ニ「此
法律ハ施行ノ日ヨリ滿二年ヲ經タルトキハ其效力ヲ失フモノトス」斯様ナ正
條ガアリマスルモノヲ、之ヲ改正致シマシテ「此法律ハ明治三十五年三月三
十一日迄其效力ヲ有ス」ト云フコトニナルノデゴザイマスル、斯ノ如ク事柄
ハ極テ簡單デアリマスルケレドモ、此法律ノ性質ノ上カラ申シマスルト云
フト、臺灣總督府ニ向クテ其管轄區域内ニ於テ、法律ノ效力ヲ有スル命令ヲ
發スル權限ヲ付與シテアルノデゴザイマシテ、即チ立法權ノ一部ヲ委任シテ
アルノデゴザイマスルカラ、是ガ憲法上ノ關係或ハ斯ノ如キ特權ヲ永ク行政
官ニ委任致シテ置クコトハ、却クテ危險デアル不必要デアルト云フ此二ツノ
原因ヨリ致シテ、寧ロ斯ノ如キ法律ハ永ク存在スルコトヲ好マヌ、故ニ早ク
期限ノ到来スルヲ俟テ消滅ニ歸セシムルガ宜イト云フ意見モアリマシタデ
ゴザイマスガ、尙ホ十分取調べ見マスルト、明治二十九年ノ當時ニ之ヲ憲
法ニ抵觸セザルモノトシテ、帝國議會ヲ通過致シマシタ法律デゴザイマスル
シ、且ツ臺灣目下ノ狀況ヲ見マスレバ、最初此權限ヲ必要ナリトシテ付與シ
テ當時ト敢テ其事情ニ於テ異ナル所ハナシ、今日モ尙ホ依然トシテ之ヲ必要
トスル事情ノ存在シテ居ルモノデアルト認メマシタガ故ニ、委員會ニ於キマ
シテハ此原案ヲ可決スベキモノト決シマシタ次第デゴザイマス、此段御報告
ヲ致シマス
- 恆松隆慶君(九十七番) 花井卓藏君演壇ニ登ル
- 花井卓藏君(九十七番) 是ハ簡單ナ問題デゴザイマス、成ル程事柄ハ重ウ
テ反對ヲ致スノデゴザイマス、唯今委員長ヨリ致シマシテ、私が大體ニ於テ
申上グベキ反對ノ理由ノ端緒トモ名附クベキモノヲ御報告ニ相成フタノデゴ
ザイマス、併ナガラ私ハ此問題ニ附キマシテハ、精密ニ論ジテ諸君ノ教ヲ乞
ヒタイト云フ考デゴザイマス、此問題ハ第九議會ニ於キマシテ市島君高田君
或ハ星君鳩山君重岡君等ノ御議論モゴザイマスルシ、或ハ質問等モゴザイマ
シテ、其議論質問ノ中ニ私共ノ論ゼント欲スル事柄モ稍々含シテ居ルノデゴ
ザイマスガ、私ガ是等諸君ノ議論ノ中ニ於テモ亦質問ノ中ニ於キマシテモ、此重要ナル問題

ニ於テハ尙ホ憲法上ノ問題ト云フモノヲ幾多モ殘シテ居ルデアラウ、漏レテ居ルデアラウト云フノ考案ヲ持ツテ居ルノデゴザイマス、故ニ是等ノ諸君ガ御議論ニナリマシタ事柄ハ、私ハ重テ述べヌノデス、唯其足ラザル點ニ附イテ私ノ見見ト云フモノヲ述べマシテ、サウシテ諸君ノ教ヲ乞ヒタイト云フ考議論デアリマス、事實上ノ議論ト致シマシテハ、今日ノ如キ當局者ニ斯ル立法ノ變例ヲ許ス事柄ハ、甚ダ危險デアル、アブナイ、斯ウ云フ理由デゴザイマス、先づ第一ニ憲法上許スベカラザルモノデアルト云フ事柄ニ附イテ、卑見ヲ述べヤウト思フノデアリマス、帝國憲法ト云フモノハ、第五條ト云フ竝ニ第六條ト云フモノヲ見マスレバ、立法權ト云フモノハ、元首即チ畏れ多クモノ事柄ハ、明カニナテ居ルノデゴザイマス、即チ立法權ト云フモノハ、憲法ノ五條ト云フモノヲ能ク注意シテ讀ンデ見マスルト云フト、一面ヨリ見マスレバ、又帝國議會ガ必ズ協賛ヲセザルベカラザル所ノ義務ガアルノデアル、ソレデモノデアル、而シテ帝國議會ガ立法ノ權ニ參與致シマスルト云フ事柄ハ、一面ヨリ申シマスレバ、憲法上ノ權利ノ如ク見ニルノデアル、サリナガラ憲法ノ五法ノ上カラ見マスレバ、元首竝ニ議會ノ外ニハ何人モ有スルコトガ出來ナリモ持ツテ居ルノデゴザイマスルガ故ニ、濫リニ之ヲ拋棄シテ人ニ委ネル坏ト云トシテ繼續致シマシタナラバ、實質上ノ憲法中止デアルト云フ事柄ガ、斷言ガ出來ルデアラウト存シマス、而シテ此六十三號ト云フ法律ハ如何ナル法律デアルカ、立法ノ委任ト云フモノヲ臺灣總督ト云フモノニ全然舉げテ與ヘモノハ、他ノ行政官ト云フモノニ讓渡シ委任ヲスルト云フヤウナ事柄ガ、頻頻トシテ繼續致シマシタナラバ、元首ナキナリ、議會ナキナリ、唯臺灣總督ト云フモノ限間ト云フモノハ、元首ナキナリ、此大イナルガ、アノ領土ニ於テハ自由自在ニ立法權ヲ持ツト云フ事柄ニ相成ルノデアル、併ナガラ帝國憲法ハ、斯ノ如キ例外ノ場合ト云フモノヲ認メテ居ナイノデアル、帝國憲法ノ一條ヨリ末條ニ至リマスマデ讀ンデ見マシテモ、此大イナル此大ナル所ノ立法ノ權限ト云フモノヲ他ノ權力ニ委ネルト云フ事柄ハ、決シテ認メテ居ナイノデアル、重大ナル立法ノ權ハ、憲法ノ條規ニ依ツテ規定セラレテ居ルモノデゴザイマスルガ故ニ、若シ是ヲシテ他ニ委ネル事柄ヲ許スナラバ、同ジク憲法ノ條規ヲ委ネバナラヌノデアル、明文ヲ委ネバナラヌノデアル、併ナガラ帝國憲法ノ全篇嘗テ委任立法ト云フコトヲ許ス明文ハナインオデアリマス、然ルニ此六十三號ト云フモノハ、其性質ノ上ニ於テ立法ノ全權ト云フモノヲ臺灣總督ニ委任スルト云フ事柄ニ相成ルト雖モ他ノ權力ニ委ネルコトガ出來ナイト云フノガ、憲法ノ正當ナル解釋デアル、憲法ノ第十八條カラ一十九條ニ至リマスマデノ規定ト云フモノハ、悉ク法律ノ規定ヲ待タネバナラヌト云フコトデアル、臣民ノ權利義務ニ關ス

ヨリ致シマシテ、此議會ノ開ケルマデ出來マシタ所ノ法律ト云フモノハ、一年ニ五六件乃至總計四十件外ナイト云フコトデアル、此四十件ノ中ニ附キマシテモ二三件ト云フモノハ、立ロニ消滅セシメ改正セシメ、或ハ法律トシテハ效力アリヤ否ヤト云フ大問題ナル所ノ此法院條例ノ如キニ至リマシテハ、高野問題ト同時ニ取消シテシマッテ、更ニ變々クモノヲ以テ來ルト云フヤウナ立法上ノ能力ヲ持ツテ居ル人デアル、斯ウ云フ人ニ立法ノ變例三屬スル重大ナル權限ヲ持タシテ置イテ、サウシテ理由書ニモ書イテアル通、臺灣統治上違算ナキ立法ガ向フ三年間ニ出來ルヤ否ヤト云フコトハ、私ハ甚ダ疑フデハナイ、斷然出來ヌコト、思フノデアル、殊ニ此法律ト云フモノヲ當局者ト云フモノガテス、如何ニ取扱ツテ居ルカ、法律ト同ジク效力ヲ有セシメテ居ルカ否ヤト云フコトニ附キマシテモ、私ハ大イニ疑フノデアル、例ヘバ高野事件ハ如何デゴザイマスルカ、是ハ法律ノ效力ヲ有セシムルト云フコトデゴザイマシタケレドモ、議會モ其積デ協贊シタノデゴザイマスケレドモ、併ナガラ總督府ノ當局者ハ、此法院ヲ以テ裁判所ト見テ居ルカ、又判官ヲ裁判官ト見テ居ルカ、憲法上ニ於テ——是等ノコトニ向ツテハ、憲法上ノ裁判所デナク、憲法上ノ裁判官デナイト云フヤウナ事柄ニ致シマシテ、サウシテ此高野ト云フ人ニ故ナク非職ヲ命ジタ云フ事實モアルノデス、勿論當局者ニシテ法律ト同ジキ効力ヲ與ヘタモノヲ其通ニ働カシテ參リマシタナラバ、私モ異議ハアリマセヌガ、當局者自身ト云フモノガ、之ヲ法律ト同然ニ取扱ツテ往クコトガ出來ナイノデアル、折角法律ト同ジク效力ヲ與ヘタモノヲ其通用井テ居ラヌノデアル、其用ヒテ居ナイ人間ニ永ク久シキ間是ヲヤツテ置クト云フコトハ甚ダ危險デアル、向フ三年ノ内臺灣統治上ノ事業ト云フモノガ、完全スルヤ否ヤト云フコトハ疑デアル、明治二十九年ヨリシテ今日ニ至ルマトデアルト信ジマス、故ニ臺灣ト云フ所ハ世界ノ視線ヲ注グ所デナケレバ格別、又戰後新領土ニ屬シテ居ルト云フガ如キ大切ナル關係ヲ持タザル所ニアラズトセバ格別、臺灣ト云フ問題ハ法律ノ上ニ於テハ、今世界ノ視線ニ上リ、國際ノ關係ニ於テ容易ナラザル場所デアル、此處ニ當局者ノ不安心ナル危險ナル立法的ノ能力ノナイ人間ニ、斯ノ如キ重大ナル權限ヲ與ヘテ置クト云フコトハ、丁度頑是ナキ所ノ三尺ノ童子ニ白刃ヲ授ケテ置クト同ジコトデアル、故ニ此六十三號ノ法律ト云フモノハ、幸ニシテ來ル四月一日ヲ以テ委任權限ノ盡クルノヲ幸ニ最早許スペカラザルモノトシテ、臺灣ノ問題ニ附キマシテハ、一年二次ニ開ケル所ノ議會ニ提出シテ、サウシテ臺灣統治ノ實ヲ舉ゲ、マセヌデ、自分ニ於キマシテモ非常ニ簡短ニ感ジテ居リマスガ、是デ十分論旨ダケハ盡キテ居ルト思ヒマスカラ、是デ止メマス

○星亨君(二百二十四番) チヨウト質問ガアリマス、サウスルト今ノ演説者ハ、今マデ許シタノガ惡イト云フノデ、議會ガ宜クナイト云フ譯デアリマスカ
○花井卓藏君(二百四十一番) ワレハ第一ノ議論ニ於キマシテハサウズ、第二ノ議論デハ最早止メテ宜イト云フ、斯ウ云フ意見デアリマス

○西村淳蔵君(六十二番) 計論終結ノ動議ヲ提出致シマス
○議長(片岡健吉君) 採決ヲ致シマス、此案ニ附イテ第二
ノ採決ヲシマス、本案ノ二讀會ヲ開クニ同意ノ諸君ハ、起

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、第一讀會ヲ開クコトニ決シマズ
○恒松隆慶君(九十七番) 直チニ御開キニナッテ、二讀會デ確定ナランコト
ヲ希望致マス

○議長(片岡健吉君) 恒松隆慶君カラ、直チニ第一讀會ヲ開キ讀會ヲ省略シ
テ省略シマス

明治十九年法律第六十三號中改正法律案
確定議

○議長（片岡健吉君） 島田三郎君カラ、營業税ノ委員會ヲ開キタイト云フコトデアリマスガ、許可シテ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長（片岡健吉君） 次ハ議事日程第七、商法修正案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第七 商法修正案(政府提出貴族院送付) 本案ハ一月二十日官報號外貴族院議事速記録附錄ニ以テノト同文ナル

本案ハ一月二十日官報
外貴族院議事速記録附
ニ掲載ノモノト同文ナ
ヲ以て之ヲ名ス

第一讀會

(政府委員東京帝國大學法科大學教授法學博士梅謙次郎君演壇ニ登ル)
○政府委員(梅謙次郎君)此商法修正案ハ前期ノ議會ニ提出ヲ致シマシテ、
貴族院ヲ通過シテ本院ニ回リマシテ、本院ニ於テモ委員會ニ於テモ可決致シ
マシテ、議場ニ提出ニナシテ第二讀會ヲ開クベキモノト決シマシタケレドモ、
遂ニ之ヲ議了スルノ違ガナカツムノデアリマス、ソレガタメニ明治二十三年
ニ發布ニ相成リマシタル舊商法、即チ修正ヲ必要トスルト云フノデ、延期ニ
ナシテ居タ商法ガ、直チニ施行セラル、コトニ相成リマシタノデアリマ
ス、就キマシテハ此缺點アリト既ニ議場ニ於テ認メラレマシタ商法ハ、一日
モ早ク改テ缺點ノ少キ法典ト爲ラナクテハナラヌノデアリマス、ドウゾ此
度提出ニナリマシタ商法修正案ヲ速ニ確定セラレンコトヲ希望致シマス
○議長(片岡健吉君) 條款御質問ガナケレバ、議事日程ノ第八、特別委員ノ
選舉ニ移リマス

○ 恒松隆慶君（九十七番）是ハ唯今政府委員ガ述ベラレマシタ通、前議會ニモ出タ問題デゴザイマスカラ、ドウカ是ハ九名ノ委員デ宜カラウト思ヒマスカラ、議長ノ指名ヲ希望致シマス

○ 議長（片岡健吉君）恒松隆慶君ノ動議ニ異議アリマセヌカ
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名スルコトニ致シテス
○中村榮助君(二百七十番) 不動産登記法案ノ委員會ヲ開キタウゴザイマス
○議長(片岡健吉君) 今中村榮助君カラ、是ヨリ不動産登記法ノ委員會ヲ開キタイト云フコトニアリマスガ、御異議アリマセヌカ
○議長(片岡健吉君) 次ハ議事日程ノ第九、國有林野法案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略シマス

第九 國有林野法案(政府提出)

第一讀會

國有林野法案

國有林野法

國有林野

謂フ

國有林野

必要アルモノハ賣拂讓又ハ交換スルコトヲ得ス但シ公用又ハ公益事業

第二條 國有林野ニシテ國土保安又ハ國有林野ノ經營上國有トシテ保存ノ

第三條 前條ノ國有林野ト雖他ノ官有地ニ編入スルノ必要アルトキハ之カ

組換ヲ爲スコトヲ得組換ヲ爲シタル土地ニシテ其ノ使用ヲ廢シタル場合

ニ於テ林野ニ復スヘキ必要アルモノハ更ニ國有林野ニ編入ス

第四條 國有林野ノ境界査定ハ當該官廳ニ於テ豫メ期日ヲ定メ鄰接地所有

者ニ通告シテ其ノ立會ヲ求メ施行スヘシ

第五條 國有林野ノ境界査定ヲ終ヘタルトキハ當該官廳ハ直ニ鄰接地所有

者ニ通告スヘシ

第六條 國有林野ノ境界査定又ハ測量ノ爲目標ヲ設置シ若ハ支障木竹ヲ伐

採スルノ必要アルトキハ其ノ土地若ハ木竹ノ所有者ハ正當ノ理由ナクレ

テ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第七條 鄰接地所有者境界査定ニ不服アルトキハ第五條ノ通告ヲ受ケタル

日ヨリ六十日以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八條 國有林野ハ左ノ場合ニ限り隨意契約ヲ以テ賣拂フコトヲ得

一 公用又ハ公益事業ノ爲必要アルトキ

二 市町村又ハ公立小學校ノ基本財產ニ充ツルトキ

三 社寺上地ノ森林ヲ其ノ緣故アル林野ヲ其ノ借地

四 命令ノ定ム所ニ依リ特別ノ緣故アル林野ヲ其ノ借地

五 民有地、道路、河川等ニ介在スル十町歩以内ノ林野ヲ鄰接地ノ所有

者ニ賣拂フトキ

六 道路、溜池、堤塘、溝渠等ノ敷地トシテ貸付シアル林野ヲ其ノ借地

人ニ賣拂フトキ

七 此ノ法律施行以前ニ開墾、牧畜又ハ植樹ノ爲貸付シタル林野又ハ第

九條ノ開墾地ヲ其ノ事業ヲ成功シタル者ニ賣拂フトキ

第九條 國有林野ハ開墾ノ成功ヲ條件トシ豫メ其ノ價格及成功期限ヲ定メ隨意契約ヲ以テ賣拂ノ豫約ヲ爲スコトヲ得

第十條 國有林野產物ノ隨意契約ニ依ル賣拂ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 國有林野ハ左ノ場合ニ限り隨意契約ヲ以テ賣拂スルコトヲ得

一 公用又ハ公益事業ノ爲必要アルトキ

二 牧畜又ハ植樹ノ爲必要アルトキ

三 第九條ニ依ル開墾者ノ爲ニスルトキ

四 一箇年貸付料三百圓ヲ超エサルトキ

第五條 國有林野ヲ賣付スルトキハ相當ノ貸付料ヲ徵收スヘシ但シ前條

第六條 國有林野ノ賣付ハ左ノ期間ヲ超ニルコトヲ得ス

一 楠樹ノ場合ニ於テハ八十年

二 家屋、倉庫其ノ他ノ建設物ノ場合ニ於テハ三十年

三 其ノ他ノ場合ニ於テハ十五年

前項ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得

第七條 國王保安又ハ國有林野ノ經營上必要ナル場合ニ限リ國有林野又ハ立木竹ト他ノ同價格以上ノ土地、森林、原野又ハ立木竹ト交換スルコトヲ得

第八條 國王保安又ハ國有林野ノ經營上必要ナル場合ニ於テハ其ノ用途ヲ指定シテ讓與シタル國有林野ヲ指定ノ期間内ニ其ノ用途ヲ使用セサルトキ又ハ一旦其ノ用途ニ使用シタル後當該官廳ニ於テ指定シタル期間其ノ使用ヲ繼續セサルトキハ之ヲ返還セシムルコトヲ得

第九條 國王保安又ハ國有林野ノ經營上必要ナル場合ニ於テハ其ノ用途ヲ使用セサルトキ又ハ一旦其ノ用途ニ使用シタル後當該官廳ニ於テ指定シタル期間其ノ使用ヲ繼續セサルトキハ之ヲ返還セシムルコトヲ得

第十條 國王保安又ハ國有林野ノ經營上必要ナル場合ニ於テハ市町村内ノ一部

ニ其ノ保護ヲ委託スルコトヲ得

第十一條 前項ニ依リ林野ヲ返還セシタル場合ニ於テハ其ノ林野ノ上ニ設定シタル第三者ノ權利ハ消滅ス

第十二條 國王保安又ハ國有林野ノ經營上必要ナル場合ニ於テハ市町村内ノ一部

ニ其ノ保護ヲ委託スルコトヲ得

第十三條 前項ノ場合ニ於テハ其ノ林野ノ上ニ設定シタル第三者ノ權利ハ消滅ス

第十四條 國王保安又ハ國有林野ノ經營上必要ナル場合ニ於テハ市町村内ノ一部

ニ其ノ保護ヲ委託スルコトヲ得

第十五條 國王保安又ハ國有林野ノ經營上必要ナル場合ニ於テハ市町村内ノ一部

ニ其ノ保護ヲ委託スルコトヲ得

第十六條 國王保安又ハ國有林野ノ經營上必要ナル場合ニ於テハ市町村内ノ一部

ニ其ノ保護ヲ委託スルコトヲ得

第十七條 國王保安又ハ國有林野ノ經營上必要ナル場合ニ於テハ市町村内ノ一部

ニ其ノ保護ヲ委託スルコトヲ得

第十八條 國王保安又ハ國有林野ノ經營上必要ナル場合ニ於テハ市町村内ノ一部

ニ其ノ保護ヲ委託スルコトヲ得

第十九條 國王保安又ハ國有林野ノ經營上必要ナル場合ニ於テハ市町村内ノ一部

ニ其ノ保護ヲ委託スルコトヲ得

第二十一條 民法第二百五十六條ノ規定ハ部分林ノ樹木ニ適用セズ
第二十二條 第十七條第三項及第四項ノ規定ハ部分林ノ造林者ニ之ヲ準用

ス

第二十三條

主務大臣ハ十箇年毎ニ其ノ年三月三十日ニ現在スル國有林

野現在表ヲ其ノ年開會ノ帝國議會ニ報告スヘシ但シ第一回ノ報告ハ明治

三十四年三月三十日ノ現在ニ依ル

第二十四條 主務大臣ハ每會計年度間ニ於ケル國有林野ノ增減異動ヲ翌年度開會ノ帝國議會ニ報告スヘシ

附 則

第二十五條 此ノ法律ハ北海道及沖繩縣ニ施行セス

第二十六條 此ノ法律ハ明治三十二年七月一日ヨリ施行ス

○田中正造君(百十六番) 是ハ政府委員ニ質問ヲ致シマスルガ、此案ニ直接ニ關係シタコトデ、此案が出ルト云フコトヨリシテ、此山林ノ泥棒が出來タノデアル、此案ノ行レルト云フトムヅカシクナルト云フノデゴザイマセウ、ソレカラ俄ニ山林ノ大泥棒が出來タノデアル、是ハ群馬縣ノ地内足尾銅山ノ附近デ、其字ハ吾妻村ト云フ所ニ小中ト云フ所黒井黒骨ト云フ三箇所、此處ニ今山林ノ濫伐ガアルノデス、豫テ此附近ノ山林ノコトニ附イテハ、唯今申スマデモナイ議會ニ質問書モ提出シテアツテ、此水源涵養ニ附イテ又一昨年以來非常ニ此森林ノ濫伐ヲ木ヲ伐ルコトハ嘆願シテアル、伐ラナイデ吳レロト云フ願ガ出テ居ル、又一方ニハ伐ツタ後トヘ木ヲ植エテ居ルト云フトキデアル、其伐リ残リノ山ヲ此節濫伐ヲシテ居ルト云フノハ何事デアルカ、是ハ農商務大臣ハ御知ナサラナイデアラウト思フノデアルカラ、幸農商務大臣御出掛けアルカラ、私ハ此處ニ直接ニ御訴申ス、大抵ナ農商務大臣ハ斯ウ云フ泥棒ハ知ラナイノデアル、何時セ農商務大臣ハ斯ウ云フ泥棒ハ知ラナイノデアルカラシテ、宜シク嚴重ナル取締ヲ爲サラウトモ、亦内務省ノ役員モ居ルダラウカラシテ、宜シク御問合ナスッテ、早速是ハ處分ラシナケレバナラナイノデアル、千人カラノ人數ヲ俄ニ入レテ木ヲ伐ツテ居ル、斯様ニ論シテ居ル中ニモ、バタツカ伐ツテ居ルノデアル、是レ現行犯デアル、是ダケノコトヲ以テ明ニ私ガ申シマシタナラバ、如何ニ農商務省ノ官吏等ガ大臣ノ眼玉ヲ黒クシテモ、是ハ出來ナカラウ、是ハ正ニ々々山林ノ泥棒デゴザイマスカラシテ、直チニ之ヲ取押ヘナケレバナラナイノデ、彼ノ枯レタ木ヲ一本伐ツタカ、木ノ葉ヲ掃ツタカ云フヤツヲ捕ヘテ牢ニ入レルバカリガ能デナイ、大泥棒ヲ捕ヘナケレバナラナイ、山林ノ木ヲ伐ルト云フ事實ガアレバ、明ニ泥棒ニ相違ナイ、此群馬縣ノ地内ニ於テ渡良瀬川ノ分流水以内ノ水源涵養ノ場所ニ於テ、木ヲ伐ツテ惡イト云フコトハ、昨年來モウチャント極ツテ居ルノデアルカラ、此處ニ木ヲ伐ルト云フコトハナイ咎デアル、況ヤ是ハ千人カラノ人夫ヲ入レテ、伐殘リノ三千町歩餘ノ山ヲドシツカ片端カラ伐ツテ居ルノハ、ドウ云フコトデアルカ、序ニ御話ヲ申シマセウガ、群馬縣ノ縣會議員ガ、縣廳ニ掛合ツタ所ガ、縣廳ノ役人ノ言フニハ、誠ニ殘念デハアルガ、ドウモ地方官衙ハ到底古川市兵衛ノ爲ス所ニ向ツテハ、齒ガ立タナイカラ困ルト言ツテ答へタ云フコトデアル、斯様ナ譯デ古川市兵衛ノ身ノ上ニハ法律ナシ、宜シク農商務大臣ハ此事實ガアルカナイカト云フコトヲ御答ニナルヤウニ致シタイ

(農商務大臣曾福荒助君演壇ニ登ル)
○恵松隆慶君(九十七番) 先づ大體ノ説明ヲ爲サクテ、ソレカラ田中君ノ質問ニ御答辯ヲ希望致シマス

○農商務大臣(曾福荒助君) 宜シウゴザイマス、此國有林野法案ノ提出ノ理由ハ、極簡單ニ書イテアリマス通デ、而シテ此案ハ先年一旦衆議院ヘ提出サレタコトガゴザイマス、ソレカラ追々衆議院ニ於テモ此處彼處ト修正ヲサレノデアル、此案ノ行レルト云フトムヅカシクナルト云フノデゴザイマセウ、

ソレカラ俄ニ山林ノ大泥棒が出來タノデアル、是ハ群馬縣ノ地内足尾銅山ノ附近デ、其字ハ吾妻村ト云フ所ニ小中ト云フ所黒井黒骨ト云フ三箇所、此處ニ今山林ノ濫伐ガアルノデス、豫テ此附近ノ山林ノコトニ附イテハ、唯今申スマデモナイ議會ニ質問書モ提出シテアツテ、此水源涵養ニ附イテ又一昨

年以來非常ニ此森林ノ濫伐ヲ木ヲ伐ルコトハ嘆願シテアル、伐ラナイデ吳レロト云フ願ガ出テ居ル、又一方ニハ伐ツタ後トヘ木ヲ植エテ居ルト云フトキデアル、其伐リ残リノ山ヲ此節濫伐ヲシテ居ルト云フノハ何事デアルカ、是ハ農商務大臣ハ御知ナサラナイデアラウト思フノデアルカラ、幸農商務大臣御出掛けアルカラ、私ハ此處ニ直接ニ御訴申ス、大抵ナ農商務大臣ハ斯ウ云フ泥棒ハ知ラナイノデアル、是レ現行犯デアル、是ダケノコトヲ以テ明ニ私ガ申シマシタナラバ、如何ニ農商務省ノ官吏等ガ大臣ノ眼玉ヲ黒クシテモ、是ハ出來ナカラウ、是ハ正ニ々々山林ノ泥棒デゴザイマスカラシテ、直チニ之ヲ取押ヘナケレバナラナイノデ、彼ノ枯レタ木ヲ一本伐ツタカ、木ノ葉ヲ掃ツタカ云フヤツヲ捕ヘテ牢ニ入レルバカリガ能デナイ、大泥棒ヲ捕ヘナケレバナラナイ、山林ノ木ヲ伐ルト云フ事實ガアレバ、明ニ泥棒ニ相違ナイ、此群馬縣ノ地内ニ於テ渡良瀬川ノ分流水以内ノ水源涵養ノ場所ニ於テ、木ヲ伐ツテ惡イト云フコトハ、昨年來モウチャント極ツテ居ルノデアルカラ、此處ニ木ヲ伐ルト云フコトハナイ咎デアル、況ヤ是ハ千人カラノ人夫ヲ入レテ、伐殘リノ三千町歩餘ノ山ヲドシツカ片端カラ伐ツテ居ルノハ、ドウ云フコトデアルカ、序ニ御話ヲ申シマセウガ、群馬縣ノ縣會議員ガ、縣廳ニ掛合ツタ所ガ、縣廳ノ役人ノ言フニハ、誠ニ殘念デハアルガ、ドウモ地方官衙ハ到底古川市兵衛ノ爲ス所ニ向ツテハ、齒ガ立タナイカラ困ルト言ツテ答へタ云フコトデアル、斯様ナ譯デ古川市兵衛ノ身ノ上ニハ法律ナシ、宜シク農商務大臣ハ此事實ガアルカナイカト云フコトヲ御答ニナルヤウニ致シタイ

○田中正造君(百十六番) 何ヲ農商務大臣ハ云フノデアル、百十六番ハ帝國議會ノ議員デアル、議員デアツテ農商務大臣ヲ見タカラ言フノデアル、ソレヲ警察官ニ訴ヘヨトハ大キナ御世話ダ、斯ノ如キ迂闊ナル間抜ケナルコトヲ

シテ、隨分取調ヲ致シマスル積デゴザリマス、併ナガラ田中君ニ一ツ申シテ置クコトハ果シテ泥棒ト御認ニナツテシマツタコトナラバ、其泥棒ヲ見遁スコトハ國民誰モ一切許シテナイコトデアリマスカラ、其場合ハドウゾ私マセウ、隨分取調ヲ致シマスル積デゴザリマスカラ、其御左右ニアル警察官ナリ何ナリヘ、直様御注意アラシコトヲ希望致シマス

○田中正造君(百十六番) 何ヲ農商務大臣ハ云フノデアル、百十六番ハ帝國議長(片岡健吉君) 田中君、質問デナケレバ發言ヲ許シマセヌ

○田中正造君(百十六番) 是ヲ知ラヌナラバ、知ラヌナラヌ、或ル新聞ヲ見マシタ所ガ、

○高野山拂下ノ開設ト云フコトガ書イテアルデゴザイマス、此高野山ハ凡ソ八百万圓モ……

○議長(片岡健吉君) 議長……

○管野善右衛門君(百七十番) 質問デゴザイマス、或ル新聞ヲ見マシタ所ガ、

シマスル所ノ——山林下戻シニ對シマスル所ノ當局ノ取扱ト云フモノハ、如何ヤウニナクテ居ルカ、此第八條ノ第三項ニ附イテ伺ヒマス、尙ホ併テ御尋致シマスケレドモ、兵庫縣ノ瑠璃山ニ對スル所ノ處分モ併テ承リタ

(政府委員農商務次官藤田四郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(藤田四郎君) 唯今ノ御尋デゴサンスルガ、是ハ此次ノ法案ノト

キニ御尋下サル方ガ、尙ホ便利ニアツタカト思ヒマスガ、併シ此場合ニ御答シ

テモ問ヘナイト思ヒマスカラ、御答致シマス、高野山ノ下戻シト云フコトニ

附キマシテハ、是マデ四五回程農商務省ニ願出タコトガアリマス、孰モ聞居難イコトノ指令ニ相成タノデゴサンス、昨年再ビ十月デゴサンシタガ、十

月ノ上旬ダト思ヒマシタ——上旬デゴサンシタカ、願出マシタト云フコトデ

ゴサンス、當時即チソレハ私共ガ役人ニナリマシテカラデゴサンシタガ、新聞ニ出マシタカラ、果シテサウ云フモノガ再ビ出タコト思シテ、調べタコト

ガゴザンシタ、サウシマシタラバ、昨年ノ極月末ニ至リマシテ、農商務省ヘ出

テ参リマシテゴサンス、又御承知ノ通非常定員ノ少イ所ニ、非常ナ書類ガ

澤山ゴザンシテ、ナカノ順序ニ依ツテ調べマスモノデゴサンスカラ、マダ

高野山ノ下戻シニ附キマシテノ書類ハ、主任モ定マッテ居リマセヌ位デゴサン

スガ、凡ソ出願ノ順序等ニ依リマシテ致シマスルコトデゴサンスカラ、新シ

ク出マシタモノニ附キマシテハ、マダ更ニ調査ガ出来テ居リマセヌ、外ノコ

トハマダ御尋デゴサンシタカ、ソレダケデゴサンスカ

○管野善右衛門君(百七十番) 兵庫縣瑠璃山林ノ件ハ如何

○政府委員(藤田四郎君) 瑠璃山デスカ、御尋ノゴサンシタノハ、是ハ餘程

前カラ出テ居リマスト云フコトデゴサンスガ、私ハマダ其出願ノ書類ガ、私

ノ手許マテ來ル事柄ハ存シマセヌ、併シ餘程前カラデゴサンスカラ、段々調

査モ進シテ居リマスガ、マダ孰モ決スルマデニ至ツテ居リマセヌ

○管野善右衛門君(百七十番) 尚ホ御尋致シマスガ、瑠璃山ニ對スル所ノ出

願人ハ誰ニアルカ

第十 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○政府委員(藤田四郎君) 私ハチヨウト今覽エテ居リマセヌガ、御入用デアリマスレバ、アナタマテ御送申マテモ宜シウゴザイマス、唯記憶シテ居ル所ハ、孰レモ寺カラ下戻シテ居ル

○議長(片岡健吉君) 格別御質問ガナケレバ特別委員ノ選舉ニ移リマス

○恒松隆慶君(九十七番) 國有林野法案デゴザイマスカラ、是ハ少シ委員ガ多ウゴザイマスガ、十八名ト云フ見込テゴザイマス、後ノモ併セル考テ、トウカ十八名議長ノ指名デシテ、云フ御説ガ出マシタガ、御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 議長ノ指名デ御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、議長ガ指名スルコトニ致シマ

ス——讀事日程ノ第十一、國有土地森林原野下戻法案、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第十一 國有土地森林原野下戻法案(政府提出)

第一讀會

國有土地森林原野下戻法案

國有土地森林原野下戻法案

第一條 地租改正又ハ社寺地上地處分ニ依リ官有ニ編入セラレ現ニ國有ニ屬スル土地森林原野若ハ立木竹ハ其ノ處分ノ當時ニ付キ所有又ハ分收ノ事實アリタル證據ヲ有スル者ニ於テ此ノ法律ニ依リ明治三十二年十二月三十日迄ニ主務大臣ニ下戻ノ申請ヲ爲スコトヲ得

前項ノ期限ヲ經過シタルモノ又ハ下戻ニ關シ既ニ處分ヲ受ケタルモノハ下戻ノ申請ヲ爲スコトヲ得ス

地租改正處分既濟地方ニ於ケル未定地脫落地ニ付テハ此ノ法律ノ規定ヲ準用ス

第二條 下戻ノ申請ヲ爲ス者ハ第一條ノ事實ヲ證スル爲少クトモ左ノ書面ノ一ヲ添付スルコトヲ要ス

一 所有又ハ分收ノ事實ヲ證スヘキ公簿若ハ公書

二 高受ニシテ納稅シタルコトヲ證スヘキ書面

三 賣買讓與質入書入寄附等ニ依ル所有又ハ分收ノ事實ヲ證スルニ充份ナリト

四 木竹又ハ其ノ賣却代金ヲ分收シタルコトヲ證スヘキ書面

五 私費ヲ以テ木竹ヲ植付ケタルコトヲ證スヘキ書面

六 私費ヲ以テ田畠宅地ニ開墾シタルコトヲ證スヘキ書面

第三條 前條ノ證據書類ニシテ所有又ハ分收ノ事實ヲ證スルニ充份ナリト認ムルトキハ主務大臣ハ其ノ下戻ヲ爲スヘシ但シ第三者ニ對シテ讓渡ノ契約ヲ爲シタルモノ又ハ埋立ヲ許可シタル公有水面ノ敷地ハ此ノ限ニ在ラス

第六條 下戻ヲ受ケタル者ハ其ノ下戻ニ因リテ所有又ハ分收ノ權利ヲ取得

前項ニ依リ所有又ハ分收ノ權利ヲ塘得シタル者ハ其ノ土地森林原野若ハ立木竹ニ關シ第三者ニ對スル國ノ權利義務ヲ承繼ス

第五條 公用又ハ社寺境内ニ供シタル土地森林原野若ハ立木竹ハ下戻ヲ爲シタル後ト雖無償ニテ其ノ公用又ハ社寺境内ニ供セラルモノトス

第六條 下戻申請ニ對シ不許可ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第七條 此ノ法律施行以前ニ差出シタル下戻ニ關スル申請書又ハ願書ハ此ノ法律ニ依リタルモノトス

此處分ノ當時ト云フコトハ、是ハ例ヘバ木ヲ伐リマスルトカ、或ハ草ヲ刈リ

マスルト云フコトノ意味アリカト思ウカ、何レノ時日ヲ指シタルノアルカ、ソレカラ分

キ所有又ハ分收ノ事實アリタル證據ヲ有スル者ト云フコトガゴザイマス、

此處分ノ當時ト云フコトハ、是ハ例ヘバ木ヲ伐リマスルトカ、或ハ草ヲ刈リ

マスルト云フコトノ意味アリカト思ウカ、何レノ時日ヲ指シタルノアルカ、ソレカラ分

キ所有又ハ分收ノ事實アリタル證據ヲ有スル者ト云フコトガゴザイマス、

此處分ノ當時ト云フコトハ、是ハ例ヘバ木ヲ伐リマスルトカ、或ハ草ヲ刈リ

マスルト云フコトノ意味アリカト思ウカ、何レノ時日ヲ指シタルノアルカ、ソレカラ分

キ所有又ハ分收ノ事實アリタル證據ヲ有スル者ト云フコトガゴザイマス、

此處分ノ當時ト云フコトハ、是ハ例ヘバ木ヲ伐リマスルトカ、或ハ草ヲ刈リ

マスルト云フコトノ意味アリカト思ウカ、何レノ時日ヲ指シタルノアルカ、ソレカラ分

キ所有又ハ分收ノ事實アリタル證據ヲ有スル者ト云フコトガゴザイマス、

ヲ刈カタトカ云フ何カ書附ガアレバ、下戻スト云フヤウナコトデアルカ、ソレヲ御尋申シマス

(政府委員農商務次官藤田四郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(藤田四郎君) 第一條ノ第一番ノ御尋ハ處分ヲ受ケタルト云フコトデゴザイマシタカ——ソレデゴザイマスカ、處分ノ時當時ト云フコトハ、何レノトキヲ指シタノアルカ、是ハ處分ノ當時ト申シマスルモノハ、地租改正又ハ社寺上知處分ノ以前ニ於キマシテノ事柄デゴザイマス、ソレカラシテ分收ト云フ事柄デゴサンスルガ、是ハ即チ部分林木ト申シマシテ、官地ニ人民ガ植付ケマシタカ云フヤウナ場合ノコトヲ申シマスルノデゴサンスル

○菅野善右衛門君(百七十番)

尙ホ御尋致シマスルガ、處分ノ當時ト云フコトハ、地租改正當時以前ノコトヲ指シテアルト説明サレタヤウデゴザイマスガ、果シテサウデゴザイマスカ

○政府委員(藤田四郎君) 是ハ詰リサウ云フコトニ事實ナリマスノルデゴザンセウ、其官有地——官林ニナリマシタモノハ、即チ地租改正又ハ社寺上知處分ノ場合デゴザイマス、其以前ニ所有權ノアリマシタモノデゴサンスルカラ、ソレヨリ以前ノコトヲ申シマスノデ、詰リ一番シマヒノデゴサンスルカラ……

(恒松隆慶君「モウ質問ハ委員會デセラレタラ如何デゴザイマセウ」ト呼フ)

○門馬尙經君(百六十九番) 私が此第一條ニ明治三十二年十二月二十一日マテ云々ト云フ所ヲ御尋致シマス、我福島縣ノ如キが御承知ノ御方モアリマセウケレドモ、不幸ニシテ縣會ガ解散ニナツテ居リマス、然ルニ解散前ニ縣會ニ山林整理費トカ云フモノガ、豫算ニ出テ居ツタサウデゴザイマス、縣會ガ解散ノ結果トシテ其費用ト云フモノハ削ルコトハ出來ナイ、サウスルト我福島縣ノ如キ日本ニ第一位ヲ占メテ居ル所ノ山林國ガ、三十一日マデニ下戻ノ申請ヲシロト云フコトニナリマスト、餘程困難ヲ感ジヤウト思ヒマス、ソレデサウ云フ縣會解散トカ云フ特別ノ已ムヲ得ザル事情ノアル所ハ、此期限ノ後ニモ御許ニナルコトニナリマセウカ、チヨット伺ツテ置キマス

○政府委員(藤田四郎君) 御答致シマスルガ、此下戻ノコトニ附シスル位ノコトデ、略々人々皆下戻ト云フコトハシナケレバナラヌ、スル日ニ於キマシテハ、エラク永ク期限ヲ延バス必要モアルマイト云フ考デゴザンス、既ニ此期限ガ極リマシタ以上ハ、計ルベカラザルコトニ附キマシテハ

○議長(片岡健吉君) 大抵質問ハ盡キタヤウデアリマスカラ、議事日程第十一ノ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○恒松隆慶君(九十七番) 是ハ前ノ委員ニ付託スルト云フ考デゴザイマスガ、此處ニ社寺林地保管法案ト云フ法案ガ、出水君他六名カラ、過日提出シ

第一二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○恒松隆慶君(九十七番) 是ハ前ノ委員ニ付託スルト云フ考デゴザイマスガ、此處ニ社寺林地保管法案ト云フ考デゴザイマス

二、特別委員ノ選舉

タ案ガアリマス、ワレハ斯ウ云フ政府案ガ出タトキニ、同一ノ委員ニ付託シダイト云フコトヲ述ベテ置キマシタ、之ヲ併セテ前ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス、若シ又此理由ハ出水君カラ述ベラレルデゴザイマセウ、兎ニ角サウ致シタイト考ヘマス

○議長(片岡健吉君) チヨダト恒松君ニ確メマスガ、先キノ議事日程第十ノ委員ニ此社寺林地保管法案ヲ託スルト云フノデスカ

○恒松隆慶君(九十七番) サウデス、前ノ十八名ノ委員ニ下戻法案及社寺林地保管法案ヲ同一ノ委員ニ付託シタイ、斯ウ云フノニアリマス

○出水彌太郎君(二百二十一番) 唯今恒松君カラ申サレマシタ社寺林地保管法案ニ附キマシテ、今日マデ延期ニナツテ居リマシタカラ、私ノ提出シタ理由ヲ述ヘタイ

○議長(片岡健吉君) 今議事日程ニ上ッテ居ラナイカラ、其コトハ出来ナ

イ恒松隆慶君カラ、本案ヲ前ノ委員ニ付託シタイト云フ動議が出テ、此社寺林地保管法案モ其委員ニ付託シタイト云フ説が出マシタガ異議アリマス

○出水彌太郎君(二百二十一番) 其社寺林地保管法案ヲソレト同一ノ委員ニ付シタイト云フ趣旨ヲ以チマシテ、議事日程ノ變更ヲ請ヒマス、議事日程變更ガ確定ニナリマスト、一應理由ヲ述ベタウゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 贊成ガアリマスレバ、此事ノ審議ニ掛リマス

○恒松隆慶君(九十七番) チヨダト出水君ニ協議シマスガ、此理由書ニアナタノ熱心デ御出シニナツタト云フコトハ、スカカリ分ツテ居ル、ソレデ委員會デ御述ナスカ方ガ宜カラウト思ヒマス

○議長(片岡健吉君) 贊成ガナイト認メマス

○鳩山和夫君(二百七十七番) 私ハ恒松君ノ趣意ニ贊成デスガ、併ナガラ日程ニナイモノヲ委員ニ付託スルト云フコトハ少シ變デアルト思ヒマス、第十二ノ委員選舉法ハ、即チ日程第九ノ委員ニ付託スルト云フコトダケニ止メテ

置イテ、ソレカラチヨツト簡短ニ日程ヲ變更シテ、同一ノ委員ニ付託スルコト、別ニシナケレバナラムト考ヘル、恒松君ニ御協議致シマス

○恒松隆慶君(九十七番) サウ致シマスト出水君ガ説明シタガツテ居マスカラ、更ニ此案ダケハ前ノ委員ニ付託致シテ、ソレカラチヨダト此度私が申シ

マス

○議長(片岡健吉君) 恒松隆慶君ハ先キノ動議ヲ取消シテ、更ニ唯今ノ議事

日程第十二ノ委員ハ第十ノ委員ト同様ノ委員ニ付託スルト云フコトデゴザイマスガ、御異議アリマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、其通致シマス

○恒松隆慶君(九十七番) 過日社寺林地保管法案ハ一旦日程ニ載ツタノデアリマス、其載ツタキニ此政府案ガ議場ニ出タトキニ、同一ノ委員ニ付託スルト云フ理由ヲ以テ延期シタノデゴザイマス、此場合前ノ委員ニ付託セラレンコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ變更ニアリマスカ

○恒松隆慶君(九十七番) 寧ソ是ハ取消シマセウ、日程ニ載セタトキニ、サウシテ出水君ニ十分説明サセタ方ガ宜シウゴザイマセウ

○議長(片岡健吉君) ソレデハ恵松隆慶君ノ動議ハ、取消サレマシタカラ、此次ノ議事日程第十三ハ、委員長カラ報告ヲ延バシタイト云フコトデアリマス、今日ハ延バシタス、議事日程ノ第十四、訴願法中改正法律案第一讀會ノ續、橋本久太郎君

第十四 訴願法中改正法律案(利光鶴松)

第一讀會ノ續(委員長)

(報告)

○橋本久太郎君(二百三十二番) 極テ簡單ナモノデゴザイマス、是カラ此訴願法ノ委員會ノ經過竝ニ結果ヲ此席カラ報告致シマス、此委員會ハ二十三日二十五日ノ兩日開キマシタコトデゴザイマスルガ、詰リ此改正ハ極テ簡單ナコトデゴザイマシテ、第一條即チ訴願法第一條ハ、是マデ列記法ニアツタ所ヲ今度是ヲ概括法ニ變ヘマシタコトデゴザイマスルガ、概括法ニ致シマシタト云フコトハ、即チ此訴願ノ權利ヲ伸張シテ區域ヲ擴メマシタコトデゴザイマスルガ、是ハ前ニ行政裁判所ノ方ノ改正ヲシマシタコトデ、行政裁判所法ヲ改正シテ、而シテ其權限ヲ擴メテ、出訴ノ區域ヲ廣クシマシタコトデゴ之ニ反對ヲシマシタケレドモ、委員會ハ之ヲ排斥シテカラニ、全會一致ヲ以テ、此提出案ノ通可決致シマシタ譯デゴザイマスカラ、此旨ヲ報告致シマス

○議長(片岡健吉君) 本案ノ第二讀會ヲ開クヤ否ヤノ採決ヲ致シマス

(「贊成」ト呼フ者アリ)
〔異議ナシ異議ナシ「ト云フ者アリ」〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、第二讀會ヲ開クコトニ致シマス

○恵松隆慶君(九十七番) 讀會ヲ省略シテ、二讀會デ確定アランコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 直チニ讀會省略ノ動議ガ出マシタ、御異議ハアリマスマイカ

確定議

訴願法中改正法律案

○議長(片岡健吉君) 本案ノ第七名提出(古谷新作君演壇ニ登ル)ニ附イテ御異議ガナケレバ、確定ト認メマス、議事日程ノ第十五、民法中改正法律案第一讀會ノ續――古谷新作君

第一讀會ノ續(委員長)

(君外七名提出)

○議長(片岡健吉君) 今委員長ノ報告ガアリマス

○恵松隆慶君(九十七番) 十六モ大抵同一デスカラ、一緒ニヤクテ貰フテハ行カヌデスカ

○古谷新作君(百九十二番) 民法中改正法律案及失火ノ責任ニ關スル法律案ノ兩案ニ附イテ、特別委員會ノ結果ヲ報告致シマス、此利光君ノ提出ノ民法

中改正法律案ト、重岡君ノ提出ノ失火ノ責任ニ關スル法律案

ノ責任ヲ免ズルヤ否ヤト云フコトニ附イテ、採決致シマシタ所ガ、出席委員ハ、單行法ヲ用フルカ民法ノ修正トスルカノ點ニ附イテ、採決ヲ致シマシテ所ガ、是レ亦出席委員一致ヲ以テ、單行法トスルコトニ決シマシテゴザイマスル、サウ致シマスルト云フト利光君ノ案ハ自然ニ消滅ノ姿ニナリマスルデ、重岡君ノ案ニ附キマシテ修正ヲ加ヘマシタ次第、其修正ハ諸君ノ御手許ニ回シテ置キマシタ報告書ニ明記シテゴザリマスルカラ、御承知ノコト、思ヒマスガ、是ハ念ノタメ其修正案ヲ讀ミ下シマスル「民法第七百九條ノ規定ハ當分ノ内失火ノ場合ニハ之ヲ適用セス、但シ失火者ニ重大ナル過失アリタルトキハ此限ニアラス」ト云フ修正ヲシタ次第アリマス、願クバ本會ニ於キマシテモ全會一致ヲ以テ可決アランコトヲ望ミマス

○木村格之輔君(百七十八番) 委員長ニヨフト聽キタイコトガアリマス、政府委員ハ此修正ヲシタノ附イテハ、同意セラレタノデアリマスカ

○古谷新作君(百九十二番) 同意致シテ居リマス

(「反対」ト呼フ者アリ)

○木村格之輔君(百七十八番) 同意シタト申シマスルト、モウ一遍質問ガア

○古谷新作君(百九十二番) イヤ……

○木村格之輔君(百七十八番) 反対サレタノデアリマセウカ、同意サレタノデアリマセウカ

○古谷新作君(百九十二番) 委員會ニ於キマシテハ、政府が同意ヲスルカラカウチャ、不同意ダカラカウダト云フノデハナイ、委員會ハ特別委員ノ權利ヲ以チマシテ、斯ノ如ク致シタノデアリマス

○奈須川光寶君(二百五十五番) 委員ニ……

(政府委員東京帝國大學法科大學教授法學博士梅謙次郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(梅謙次郎君) 唯今ノ委員長ノ報告ニ附イテ少々事實ヲ誤フテ居リハセヌカト思ヒマスカラ、チヨット――政府委員ハ決シテ同意ヲシタノデハナイ、唯併ナガラ兩案ノ中孰レヲ採ルカト言ヒマスレバ、後ノ方ヲ採ルト云フノデ

○奈須川光寶君(二百五十五番) 此委員長ノ報告ニ依リマスルト、當分ノ内ト云フ文字ヲ加ヘテアリマス、是ハドウ云フコトデアリマセウカ、年々開ク所ノ議會デ若シ不都合デアツタナラバ、其トキニ其法案ヲ改正スルコトハ出来ルモノデアル、然ルニ當分ノ内ト云フ法文ノ文字ハ、何ダカ目障リニナル

文字デアリマス、是ハドウ云フコトデアリマスカ

○古谷新作君(百九十二番) 御答致シマスルガ、此當分トゴザリマスルガ、立法院ガ必要ト認メマシタ所ノ事情ノ變ラナイ間ハ改メヌト云フ意味デ、ソレカラ……

(採決タク)ト呼フ者アリ

○奈須川光寶君(二百五十五番) 宜シウゴザイマス

○恒松隆慶君(九十七番) 極セウ是ハ簡單ナ案デ、提出者モ簡短ナ説明デゴザイマシタ、此案ハ委員ニ付託シテ調査致シタイ、ソレデ九名ノ委員議長指名ト云フコトニ致シタイ

(「賛成タバ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 委員説ガ出マシタガ、御異議ハゴザイマスマイカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) ソレデハ九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名スルコトニ致シマス、チヨット此際報道ガアリマス

(寺田書記官朗讀)

三田村甚三郎君島田三郎君杉田定一君林彦一君大津淳一郎君大岡育造君山口定省君佐藤琢治君佐治幸平君佐藤伊助君ヨリ關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案ヲ提出セラレタリ

貴族院ヨリ種痘法案ハ政府ニ於テ撤回セル旨通牒アリ

高木正年君提出ニ係る臺灣匪徒鎮定ノ件ニ關スル質問ニ對シ桂陸軍大臣ヨリ左ノ答辯アリ

衆議院議員高木正年君ヨリ臺灣匪徒鎮定ノ件ニ關スル質問ニ對シ陸軍大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也

明治三十二年一月三十一日

内閣總理大臣侯爵山縣有朋

衆議院議員高木正年君提出臺灣匪徒鎮定ニ關スル質問ニ對スル答辯書差進候也

明治三十二年一月二十日

衆議院議長片岡健吉殿

衆議院議員高木正年君提出臺灣匪徒鎮定ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差

陸軍大臣子爵桂太郎

臺灣ハ古ヨリ頑悍ノ徒多ク集團剽掠ヲ事トシ治メ難シト稱ス我が領有ニ歸セシ以來或ハ招撫シ或ハ膺懲シ著々其功ヲ顯ハスト雖モ未タ全ク匪徒ノ跡ヲ絶ツニ至ラシムル能ハサルハ古來ノ積弊一朝洗濯シ難ク且ツ交通不便言語不通等ノ障礙アルノミナラス良否難居セルヲ以テ一擊ノ下ニ甚除スヘカラサルモノアルニ因ル敢テ用兵ノ術宜シキヲ得サルカ爲ニ非ラサルナリ而シテ政府ハ猶ホ匪徒出沒ノ爲メ國際問題ヲ生セシメサルコトヲ怠ラサルヘ右及答辯候也

明治三十二年一月二十日

陸軍大臣子爵桂太郎

○議長(片岡健吉君) 議事日程第十八北海道水產稅則廢止法律案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、加藤政之助君

第十八 北海道水產稅則廢止法律案(加藤政之助君 第一讀會 外五名提出)

北海道水產稅則廢止法律案

○明治二十年勅令第六號北海道水產稅則ヲ廢止ス
○杉田定一君(二百九十九番) 議長此處カラ……

○議長(片岡健吉君) 提出ノ説明ナラ登壇ナサイ
○杉田定一君(二百九十九番) 簡短デスカラ、此處カラ申シマス、北海道水產稅全廢ノ理由ヲ、簡短ニ此處デ述ベマス、凡ソ國稅ハ一般ニ賦課スルモノニアリマスガ、北海道ノ水產稅ナルモノハ、獨リ北海道ニ賦課シテ一般ニ賦課シナイ所ノ偏頗ナル稅デアルノデアリマス、斯ノ如ク獨リ北海道ニ賦課スル所ノ斯ノ如キ偏頗ナル所ノ水產稅ハ、宜シク廢スベシト云フノガ、是ガ第一ノ理由デアルノデゴザイマス、論者或ハ一方ヨリ論ゼバ、北海道ハ内地同様ニ國稅ト云フモノモ、サウ納メテ居ナシ、又地方稅ト云フモノモ、納メテ居ナシ、内地ト同一ニ總テスルコトハ出來ナシ、北海道ニ於テ水產稅ヲ課シテモ敢テ怪ムニ足ラヌト云、カモ知レマセヌガ、ソレハ數年以前ハ率ザ知ラズ、段々今日デハ北海道ニ於キマシテモ、内地同様ニ即チ營業稅ナリ所得稅ナリ又ハ地方稅ナリ地租ナリ、内地トハ是等ノ稅源ノ内ニ於テ均シク稅率トサウナッテ居リマス、ケレドモ國稅ヲ年々負擔スルヤウニナシテ來タノデゴザイマス、又一方ニ於キマシテハ此地方稅——地方稅ノ如キニ至ラモ年々増加スルニ至タノデゴザイマス、即チ其北海道ノ產額ノ中ニ於テハ、水產ガ一番多いノデゴザイマス、水產ノ產額ガ一番多いノデゴザイマス、又此漁民ト云フモノモ隨分多いノデゴザイマス、此北海道ノ水產ノ收穫ハ凡ソ八百万圓、之ヲ製造シテ賣買ヲスレバ、即チ千四五百萬圓ノ產額ト爲ルノデゴザイマス、實ニ非常ナル產額デアルノデザゴイマス、是ヨリ三十餘萬圓ノ水產稅ヲ拂フテ居ル、又一方ニ於テハ是カラ漁業者ガ地方稅ヲ拂フテ居ルノデゴザイマシテ、其地方稅ト云フモノハ殆ド北海道ノ十分ノ中ノ六分通ハ、此漁業者ガ拂フテ居ルノデゴザイマス、此地方稅ト云フモノハ、マダ拂ハナイトキニハ率ザ知ラズ、今日地方稅モ拂ヒ國稅モ拂フト云フ北海道ニナシテ、獨リ此水產稅ハ北海道ガ偏頗ニ賦課セラレテ居ルト云フコトハ、奇怪ノ次第デゴザイマス、ドウシテモ是ハ北海道ノ水產稅ハ、全廢スルガ公平ナルコトデ、又公論デアラウト信ズルノデゴザイマス、又一方ニ於キマシテハ斯ノ如キ重稅ガアルト云フト、實ニ此北海道ノ水產ノ發達ニ大ニニ妨碍ガアルノデゴザイマス、故ニ此北海道ノ水產ノ發達ヲ計ルタメニモ、此水產稅ヲ廢スルノガ宜シイノデゴザイマス、畢竟此水產稅ト云フモノハ、舊幕封建時代ノ現狀ガ、即チ今日ニ保守シ來タ所ノ偏頗ナル稅源デゴザイマスノデ、是ハ斷然廢止スルガ宜シカラウト云フノデゴザイマス、開ク所ニ依レバ前内閣ニ於キマシテハ、此水產稅ヲ廢スルト云フコトニナシテ居タサウデゴザイマス、現内閣ハ如何デアリマスカ、之ニ對シテハ如何カ存シマセヌガ、恐ラクハ前内閣同様此水產稅ヲ廢スルコトニ附キマシテハ御反對ハアルマイト信ズルコトデゴザイマス、願ハクハ斯ノ如キ偏頗ナル所ノ水產稅ハ、滿場一致ヲ以テ御廢止ニナランコトコト、思ヒマスカラ、詳細ナル所ニ至リマシテハ、何レ本案ハ委員ニ付託セラレルコト、思ヒマスカラ、詳細ナルコトハ委員會ニ讓ラレルヤウニ致シタイ、簡短ニ全廢ノ儀ヲ述ベマス

○議長(片岡健吉君) 工藤君ハ質問デゴザイマスカ
○工藤行幹君(百二十五番) 質問デゴザイマス、一應承リマスガ、水產稅ガアル上ニ北海道ニハ、國稅モアリ地方稅モアルト云フコトデゴザイマスガ

北海道ニハ地方稅ト稱ヘルモノハナヤウニ本員ハ思ヒマスガ、ソレハ地方ノ協議費ノコトデハアルマイカト思ヒマスカラ、之ヲ承リマス、ソレカラモウツハ、北海道ニハ地方稅ハゴザイマセヌカラ、他ノ府縣ノ中ニ戸數割ナリ府縣ノ營業稅ト云フモノモ國庫ニ納マツテ居ル、從フテ彼ノ地方デハ地方稅デ支辨シテ居ルモノハ、悉ク國庫カラ支辨ニナツテ居ルヤウニ心得テ居リマス、然ルニ今之ヲ——水產稅ハ外府縣デハ國稅ニナツテ居ラナイト云フ所カラ、之ヲ廢止スルト云ノ御論デアルナラバ、或ハ戸數割或ハ府縣ニ屬スル營業稅モ、矢張外府縣同様ニ廢スルト云フ御見込テアルカ否ヤト云フ、二箇條ヲ承リタインデゴザイマス

○杉田定一君(二百九十九番) 工藤君ノ御質問ニ答辯ヲ致シマス、北海道ニハ國稅又地方稅ト云フモノハゴザイマス、併ナガラ國稅ト地方稅ハゴザイマスケレドモ、其地方稅ナルモノハ矢張國庫ニ納メルノテゴザイマス、工藤君ノ御質問ニ對シテハ、是デ宜シカラウト思ヒマス、外ニハ議論ニ涉ルヤウニ思ヒマシタカラ、御答致シマセヌ

○西川宇吉郎君(二百三十番) 質問致シマス、水產稅ノ年額ハ何程位ニナツテ居リマスカ

○杉田定一君(二百九十九番) 三十六万圓程デアリマス

(政府委員大藏省主稅局長目賀田種太郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(目賀田種太郎君) 北海道ノコトヘ段々徐ニ計ツテ往カナケレバナラヌコトデゴザイマシテ、今俄ニ水產稅ヲ廢スルトカ、其他斯ノ如キ北海道ノ大體ニ涉リマスルコトヲ斷ジテ決シマスルノハ、未ダ少シク其場合ニ至ラムト思ヒマス、殊ニ北海道ハ御承知ノ通未ダ特別ノ制度デゴザイマシテ、發議者ノ言レル如ク所得稅ハ行レテ居ルノテゴザイマセヌ、是カラ當ニ行レントスルノデゴザイマス、其他地方稅ハ往々増スト云フコトデゴザイマスガ、十年間ノ統計ニ依リマスルト殆ド増シテ居リマセヌ、サウ云フヤウナ事情デアリマスノデ、殊ニ此際ニ於キマシテ一般ノ歲入ヲ求メルコトニ急切困難ノ至リ、因シテ今ハ政府ハ不同意ヲ表シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 本案ハ北海道ニ於キマシテハ、實ニ漁業者ノ死活問題トモ言フベキモノト思ヒマスカラ、委員ニ付託シテ十分ナル調査ノアルヤウニ致シタイ、其委員ハ九名デ議長ノ指命ト云フコトニ願ヒマス

(賛成タクノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 委員ニ付託スルト云フ動議ガ、恆松君カラ出マシタガ、御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、特別委員九名ヲ議長ガ指命スルコトニ決シマス、次ハ議事日程ノ第十九、明治二十二年法律第十五號會計檢查院法中改正法律案第一讀會議案ノ朗讀ハ省略致シマス、工藤行幹君

院法中改正法律案(工藤行幹君外一名提出) 明治二十二年法律第十五號會計檢查院法中第一讀會

第十九 改正法律案(工藤行幹君外一名提出) 第一讀會

明治二十二年法律第十五號會計檢查院法中改正法律案 第二條乃至第十一條ヲ左ノ如ク改ム

第二條 會計檢查院ハ長官一員評定官十二員ヲ置キ別ニ評定官補十四員及屬若干ヲ置ク

第三條 評定官定員ノ半數ハ帝國議會ノ推選員ヲ以テ之ニ充ツ其ノ選出方ハ貴族院衆議院ニテ各議員六名ヲ推選シ内各三名ヲ任命シ殘員各三名ヲ豫備員トナス

第四條 帝國議會ノ推選ヲ以テ任命セラレタル評定官ハ正當ノ理由アルニ非レハ辭退スルコトヲ得ス

第五條 帝國議會ノ推選ヲ以テ任命セラレタル評定官ハ各ノ選出議員ノ任期ヲ以テ其ノ任期トス但シ満期ニ至リ再選セラルコトヲ得キハ第三條ニ定ムル豫備員ヨリ之ヲ補任ス

第六條 帝國議會ノ推選ヲ以テ任命セラレタル評定官ニ缺員ヲ生シタルト員ニシテ分限ヲ失ヒタルトキハ直ニ退官トス

第七條 帝國議會ノ推選ヲ以テ任命セラレタル評定官在任中帝國議會ノ議員ニシテ分限ヲ失ヒタルトキハ直ニ退官トス

第八條 長官評定官ハ勅任トシ評定官補ハ奏任トシ屬ハ判任トス

第九條 長官ハ院務ヲ總理シ評定官ハ部務ヲ掌理ス長官事故アルトキハ上席ノ評定官ヲシテ代理セシム

第十條 會計檢查院ニ十二部ヲ設ケ各部ニ部長一員ヲ置キ評定官ヲ以テ之ニ充テ評定官補一員ト共ニ検査ノ事務ヲ分掌ス

各部ニ專屬セサル評定官補ハ臨時委員ノ事務ヲ分掌ス

第十一條 長官及帝國議會ノ推選ニ係ラサル評定官ハ勅令ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

長官評定官ハ刑事裁判若ハ懲戒裁判ニ依ルニ非サレハ其ノ意ニ反シテ退官轉官、非職又ハ減俸、免職ヲ命セラルコトナシ

長官評定官ニ關ル懲戒ノ條規ハ別ニ定ムル所ニ依ル

長官ハ前項所定ノ外帝國議會ノ一院ヨリ不信任ヲ議決セラレタルトキハ直ニ退官ヲ命セラルヘシ但シ此ノ場合ニ於テハ明治二十九年法律第九十號第六條ノ規定ヲ準用ス

第十二條 父子兄弟、妻ノ兄弟及姉妹ノ夫ハ同時ニ長官評定官トナルコトヲ得ス

第十三條 長官及帝國議會ノ推選ニ係ラサル評定官ハ他ノ官職ヲ兼ヌルコトヲ得ス

但シ第三條ニ據リ任命セラレタル者ニシテ其ノ選出所屬ノ議員タルハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 會計檢查院ノ議事ノ總會議又ハ聯合部會議ヲ以テ決ス總會議ハ長官ヲ以テ議長トシ聯合部會議ハ其ノ聯合部中ノ上席部長ヲ以テ議長トス議事ハ多數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十五條 左ノ場合ニ於テハ總會議ヲ以テ議決ス

第一 第二十一條ニ依リ上奏ヲ爲シ又ハ天皇ノ下問ニ奉答スルトキ

第二 第二十條ニ依リ報告書ヲ確定スルトキ

第三 第二十三條ニ依リ意見ヲ陳述スルトキ

四 檢查事務ノ規程計算證明ノ様式及提出ノ期限ヲ定メ又ハ之ヲ改正スルトキ

五 法律勅令ノ新設若ハ改正ニ關シ及其ノ他閣議ヲ要請スルトキ

第六 其ノ他長官ニ於テ總會議ニ付スルノ必要アリト認メタルトキ
第十六條 計算検査ノ判決ハ總テ會議ニ於テスルト其ノ總會議ニ於テスルト聯
合部會議ニ於テスルトハ長官ノ定ムル所ニ據ル
第十七條 議事ノ結果トシテ第三條ニ據リ選任セラレタル評定官ノ提議ス
ル少數ノ意見ハ其ノ提出者ヨリ之ヲ帝國議會ニ報告スルコトヲ得

第十二條ヲ第十八條トナシ以下順次繰下ク

第十六條第三項中「第十三條第三項」トアルヲ「第十九條三號」ト改ム

第十九條第二項中「會計検査院長」ノ下「官」ノ一字ヲ加フ

○工藤行幹君(百一十五番) 簡短デゴザイマスカラ、此席ヨリ發議スルコトヲ御許ヲ願ヒマス、此法案ハ前議會ニモ是ト同様ナルモノヲ提出シマシテ、即チ委員會ニ付シテ委員會ノ審查ヲ終ブテ、此會議ニ付サウト云フトキニ、議會ガ止ンデシマシタノデゴザイマス、其トキニモ略、理由ヲ述ベテアリマスカラ、是モ同様委員ニ付託ニナルコト、思ヒマスカラ、其トキニ委細ノコトヲ述ベマシテ諸君ニ御差支ガナケレバ、直チニ委員ニ付託ニナルヤウニ致シタイ、併シ御不審アレバ、本員カラ説明ヲ致シマス

○恒松隆慶君(九十七番) 本案ハ議長指名ノ特別委員九名ニ付託スルコトニ我シタイ

○議長(片岡錦吉君) 恒松隆慶君ヨリ本案ハ、九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名スルヤウニト云フ動議ガ出マシタガ

○工藤行幹君(百二十五番) 是ハ前ノ會計検査官ノ懲罰ニ關スル委員モ出來テ居ルコトデゴザイマスカラ、仰ギ願ハクハソレト同一ノ委員ニ付託セラレルガ便宜デアルト思ヒマスカラ、議長ノ御参考マデニ申上ゲテ置キマス

(「贊成々々」ノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 工藤君ノ發議ニ異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 异議ガナケレバ、其通ニ決シマス、次ハ議事日程ノ第

二十、建議案、議案ノ朗讀ハ省略致シマス藤金作君

第二十 建議案(藤金作君外四名提出)

建議案

官幣大社香椎宮追遠會ハ本年春期ヲ以テ

仲哀天皇 神靈御鎮座及

神功皇后 三韓征服御凱旋竝

應神天皇 御降誕ノ一千七百年大祭典ヲ舉行シ併セテ中世ヨリ荒廢ニ委シ

タル諸建物ヲ復舊シ

仲哀天皇 ノ御神殿ヲ改築シ三韓御征服ノ御靈跡ヲ永遠ニ保存セントスル

モノニシテ上下協力以テ其ノ成功ヲ援クヘキノ一大盛舉ナリトス政府ハ

宜シク相當ノ補助金ヲ同會ニ交付シ其ノ目的ヲ達セシムヘシ依テ茲ニ之

○藤金作君(百二十六番) 是ハ大三輪長兵衛君ヨリ説明ヲ致シマス

(大三輪長兵衛君演壇ニ登ル)

○大三輪長兵衛君(百四十八番) 私ハ官幣大社香椎宮追遠會補助建議案ノ提出者一人ニアリマスカラ、聊其理由ヲ簡短ニ述べマスルガ、ソレヲ述ベタ

イト申シマスルノハ、即チ官幣社ト云フモノガ澤山アリマスルノデ、或ハ斯ウ云フ建議ガ續々出ハシナイカト云フ、或ハ疑問ガ出ルカモ知レマセヌガ、ソレハ決シテサウ澤山アルヤウナ譯テハナイト云フコトヲ手短カニ御話申上第十六條第三項中「第十三條第三項」トアルヲ「第十九條三號」ト改ム

第十九條第二項中「會計検査院長」ノ下「官」ノ一字ヲ加フ

○工藤行幹君(百一十五番) 簡短デゴザイマスカラ、此席ヨリ發議スルコトヲ御許ヲ願ヒマス、此法案ハ前議會ニモ是ト同様ナルモノヲ提出シマシテ、即チ委員會ニ付シテ委員會ノ審查ヲ終ブテ、此會議ニ付サウト云フトキニ、議會ガ止ンデシマシタノデゴザイマス、其トキニモ略、理由ヲ述ベテアリマスカラ、是モ同様委員ニ付託ニナルコト、思ヒマスカラ、其トキニ委細ノコトヲ述ベマシテ諸君ニ御差支ガナケレバ、直チニ委員ニ付託ニナルヤウニ致シタイ、併シ御不審アレバ、本員カラ説明ヲ致シマス

○恒松隆慶君(九十七番) 本案ハ議長指名ノ特別委員九名ニ付託スルコトニ我シタイ

○議長(片岡錦吉君) 恒松隆慶君ヨリ本案ハ、九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名スルヤウニト云フ動議ガ出マシタガ

○工藤行幹君(百二十五番) 是ハ前ノ會計検査官ノ懲罰ニ關スル委員モ出來テ居ルコトデゴザイマスカラ、仰ギ願ハクハソレト同一ノ委員ニ付託セラレルガ便宜デアルト思ヒマスカラ、議長ノ御参考マデニ申上ゲテ置キマス

(「贊成々々」ノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 工藤君ノ發議ニ異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 异議ガナケレバ、其通ニ決シマス、次ハ議事日程ノ第

第二十一 國民教育授業料全廢ノ建議案

國民教育授業料全廢ノ建議案

普通教育ハ自ラ専門教育ト異リ國家ノ公務ニ屬スヘキモノナリ授業料ヲ要

スル學校ハ真正ノ公立ニ非ス故ニ普通學校ヲ公立ト爲シ公稅ヲ以テ之ヲ支

辨シ貴賤貧富ノ別ナク何人ノ子弟ヲ問ハズ無月謝ニテ自由ニ普通教育ヲ受

クルノ學制ヲ立ツルハ國家ノ義務ナリト信ス政府ハ速ニ小學校ノ授業料ヲ全廢シ公稅ヲ以テ自由教育ヲ施行スルノ制度ヲ立テ帝國議會ノ協賛ヲ求メ

右建議ス

(根本正君演壇ニ登ル)

○根本正君(三百番) 本員ハ國民教育授業全廢ノ建議案ノ提出者一人ニア

リマスガ、此コトハ諸君モ御贊成ノコト、思ヒマスルガ故ニ、細カニ申上ゲ

マセヌデゴザイマスガ、其要領ヲ一二申上ゲタイト思ヒマス此普通教育ハ元

ト専門教育ト違ヒマシテ國家ノ公務ニ屬スベキモノト思ヒマス、故ニ授業

料ヲ要スル學校ト云フモノハ、公立學校ト云フコトハ出來マセヌ、ソレ故ニ

普通學校ヲ公立ト爲スニハ、即チ公稅ヲ以テ支辨シ貴賤貧富ノ別ナク何人ノ

子弟ヲ問ハズ、無月謝デ普通教育ヲ受ケル制度ヲ立テタイト云フ譯デアリマス、之ヲスルハ國民ノ義務デアリマスカラ、政府ハ速ニ小學校ノ授業料ヲ全ク廢シテ、公稅ヲ以テ普通教育ヲ授ケルノ制度ヲ立テ、此帝國議會ノ協贊ヲ求メルヤウニシタイト云フ建議デアリマス、此國民教育ト云フモノハ、實ニ小學校ノコトヲ申スノデ、學齡兒童六歲ヨリ十四歲マモノ子供ダケニ國民ノ義務トシテ、無月謝デ教育ヲ授ケナケレバナラヌト云フノガ、第一ノ趣意デアリマス、然ルニ我國ノ教育制度ノ現狀ヲ見マスレバ、大學ノ如キ専門ノ高等教育ノ補助ニハ厚クアッテ、小學校ノ如キニハ薄キ譯デアリマス、謹テ明治二十三年十月三十日ノ勅語ヲ拜讀シマスルニ、其中ニ斯ウ云フコトガアル「億兆心ヲニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」斯ウゴザイマス、億兆心ヲニシントスルナラバ、國內億兆ノ人民ガ、自由教育ノ制度ヲ立テルヨリ外ニ急ナルハナイト思フ、又其勅語ノ中ニ「咸其德ヲニセんコト庶幾フ」トアッテ、咸其德ヲニセントスレバ、貧民ノ子弟モ自由ニ普通教育ヲ修メシムル途ガナケレバナラスト思フノデ、國家ヲ富強ニ致スニハ、實ニ此勅語ニ基キテ億兆心ヲニシ其德ヲニスルニアリマス、斯ノ如ク聖旨ノ存スル所ヲ奉體シテ、益ソレヲ擴メント致シマスニハ、自由教育ノ制度ヲ立テ、無月謝デ、普通教育ヲ何人ノ子弟ニモ受ケシムル方法ヲ要スル譯デアリマス、現在ノ學制ニ依レバ、普通學校ニハ授業料ト云フモノガアリマシテ、即チ小學校ニアリテハ四十錢位ヲ納メシメテ居ル、是デハ公立ト云フコトハ出來ナイ、人民ガ公ケノ金デ建テ假置クカラ、公立ノ趣意ニ適フノデアリマスガ、是デハ全ク相反シテ居ルノデアリマスカラ、公立ノ學校トハ云ヘナインデアル、極新シイ文部省ノ報告ニ依レバ、學齡兒童ノ數ガ七百七十三万四百四十一人デアッテ、サウシテ其内學校ニ行カレナイ人ガ三百万人セアリマス、故ニ此小學校ニ行ク人ガ少トイ云フ實ニ憐ムベキ有様デ、詰リ百人ノ中三十六人ト云フモノハ、學校へ往カナイノデアリマス、斯ノ如ク致シテアリマシタナラバ此國ト云フモノヲ實際ニ國ヲ富マン君ニ忠ナル所ノ國民トスルコトハ出來ヌト思ヒマス、故ニ此小學校ノ所謂六歲ヨリ十四歲マテノ者ハ、國トシテ教ヘナケレバナラヌト云フ義務デゴザイマス、日本デ小學校ノタメニ幾ラ宛人口ニ費シテ居ルカト云フコトヲ調査シテ見ルト、一人ニ附イテ二十四錢水カリマセヌ、ソレニ代フテ軍事ノタメニハ圓四十錢宛シテ居ル譯デアリマス、殆ド八倍此軍ノタメニハ出シテ置ク、又外ノ國ヲ見ルト亞米利加ノ如キハ、一人ニ附イテ人口ガドレダケ出シテ居ルカト云ヘバ五圓二十二一錢デ、軍ノタメニハソレヨリ少ク二圓四十四錢出シテ居ル、其他孰ノ國デモ日本程此小學ノタメニ、金ヲ出サナイデ置ク國ハアリマセヌ、獨逸ノ如キモ矢張一人ニ附イテ一圓九十一錢ノ餘出シテ置ク、又英吉利ノ如キモ一圓六十六錢ノ餘出シテ置ク、何處デモ日本程少ナイ國ハゴザイマセヌ、ゴザイマセヌカラシテ此日本ハ必ズドナタモ御贊成ニナシテ居ルコト、私ハ信ジマス、唯茲ニ一ツ實際ノ問題ニ至リマスレバ、即チ此二百五十万人ノ學齡兒童ノ子供ヲ教育セヌケレバナラヌ、是ハいろはヲ見タコトノナイ子供等デアル、國ノ子供等デアルト云フコトニ附イテ凡ソ八百万圓年々イル譯デアリマス、此金ヲドウ云フ風ニ出シタラバ宣シカト云フコトデ、金モナイノニサウ云フ建議ヲスルノハ、不都合ナコトデハナイカト云フコトガアルカモ知レマセヌガ、是ハ大ニ大ナル問題デアッテ

私カ即チ建議ヲスル所ノ所以デアリマス、此金ガナニカラ打ヤツテ置イテ宜シカ、金ガナケレバ是ハシナクトモ宜シイト云フ譯デハナイ、先づ始リニ第一ニ此コトハ國デスペキモノカ、國テスベキモノアナイカト云フノガ要點ニアラウト思ヒマス、即チ此國ノ子供ト云フモノハ、是ハ即チ國ノ子供デアッテ、國ガ矢張兵ヲ養フ如ク、或ハ警察官ヲ養フガ如ク、或ハ火ノ番ヲ養フガ如ク、國デセンケレバナラヌコトデアリマス、故ニ若シヤ是ガ國デスペキコトガ道理ニ依リ、又國デ爲スベキコトガ實際當リ前アラタナラバ、金ノ募リヤウハセシケレバナラヌ、此金ノ募リ方ハ私ガ研究シタ所ニ依レバ、即チ砂糖ヲ起セバヤサシク出來ル、日本デ今日砂糖ノ稅ト云フモノヲ取リマスレバ八百五十萬圓程デアリマス、ソレハドウ云フ風ニ取ルカト云ヘバ、日本デ今日使シテ居ル砂糖ハ三千六百万圓ノ砂糖ヲ使フ、其中一千八百万圓ハ輸入ニナシテ、我國デ出來ルモノハ六百万圓デアルカラ、之ニ二割五分ノ稅ヲ掛ケルナラバ、即チ容易ニ自由教育即チ普通教育ト云フモノガ行レルコトデアリマス、金ガナイカラ出來ナイ、金ガナイカラ出來ナイト云ヒナガラ、諸君ハ所ノ銀行ノ如キモノニハ、ドンく出シテヤクテ居ル二百五十萬殆ド三百万既ニ此五六十分間前ニ臺灣ノタメニ百万圓補助ヲ與ヘルト云フコトヲ議決ニナシテ居ル、又不日ニ其銀行ヘ二百万圓モ亦此ヘ貸付ルト云フヤウナコトガ決議ニナルト云フヤウニ、此委員會デナシテ居リマス、斯ノ如ク怒鳴シテ願フオ工藤行幹君(百一十五番)、私が先決問題ヲ此場合ニ出シタイ、私ハ此案ニノ國ノ基礎トナル所ノ子供ノタメニ出サヌト云フコトハナイト思フ、故ニドウカ諸君御贊成アッテ、我國ニ於テ此國ヲ富マスト云フコトニハ、小學校ヲ第一トシテ、之ヲ無月謝デ教育センコトヲ私ハ切ニ願ロマス、一言此所デ御話申サナケレバナラヌコトハ、砂糖ノ稅ガ取レナイト云フヤウナ方ガアルガ、是ハ取レルノデアリマス、此獨逸ノ條約ニモ第九條目ニアリマスケレドモ、是ハ容易ニ取レル譯ニナシテ居ル、ドウカ諸君御贊成ニナルコト願ヒマス。○工藤行幹君(百一十五番)、私が先決問題ヲ此場合ニ出シタイ、私ハ此案ニ附イテハ、則チ特別委員ヲ設ケタイト云フノガ、先決問題デアリマスケレドモ、レニ附イテ聊私ガ理由ヲ申シテ置キタイト思フノデゴザイマス、只今根本君ノ御演説モ此就學兒童ノ數ガ少ナイ、國家教育ヲシナケレバナラヌト云フコトハ誠ニ吾ミハ感服ノ至デゴザイマス、流石自由ヲ重シ四民平等ノ權利ヲ御認ナサル御方ハ斯クナケレバナラナイト私ハ思フノデゴザイマス、故ニ吾ミハ兩手ヲ舉ゲテ之ニ贊成ヲ致シタイ者デゴザイマスガ、茲ニ根本君モ仰シヤル通金ノコトニ附イテハドウ往クカト云フコトノ御心配ガアツタヤウニ思ヒマスガ、吾ミモ實ニ此點ニ附イテハ、杞憂ノ至ニ堪ヘヌ、故ニ本員等ノ考ヲ以テ見レバ斯ウ云フ國家教育ノ如キ至急ナコトモアルカラシテ、成ルタクシナケレバ、豐ニシナケレバナラヌト云フニ付イテ、斯ウ云フ惡例ハ發達サセタイト云フ考デアルノデゴザイマス、然ルニ殘念ナガラモ今日ニ至ラテ既ニ地租ト云フモノハ、吾ミハ地方稅ニ於テ十分此負擔ヲスルニ——學校ヲ發達セシムルニハ地方稅ノ力ニ依ラナケレバナラヌ、又人民ノ力ヲ強シテ置ク國ハアリマセヌ、是ハい

是等ノコトモ爲サズシテ、一方ニ此家屋稅ト云フモノヲ既ニ案ヲ出シテ居ル、
是ハ如何ナル趣意アルカ、地租ト云ヒ家屋稅ト云ヒ、如何ニモ吾ミハ惡稅
デアルト思フ此惡稅ノモナマデ尙ホ且ツヤルト云フヤウナコトデ、一方デ
ハ此砂糖稅ト云フモノハ、更ニ是マデニ聲モナイ、根本君ノ希望ハ、吾ニモ贊
成デアルガ——故ニ若シ此儘ニシテ此建議案ヲ通シテ見タ所ガ、果シテ政府
ハ砂糖稅ヲ取ルカ否ヤト云フコトモ分ラヌ、益此上ニドンナ惡稅ヲ掛ケテ來
ルカモ分ラヌ位ノ場合アル、故ニ或ハ此案ヲ出シテ、一方ニハ此授業料ヲ
全廢シ之ガタメニ國民ガ非常ナル苦ミヲ受ケ、又一方ニハ却クテ學事ヲ進歩
セシメントシテ、學事ヲ退歩セシムルヤウナ結果ヲ來スダラウト思ヒマス、
是等ノ事ニ附イテハ大イニ講究ヲシナケレバナラヌデゴザイマスカラ茲ニ
特別委員九名ヲ置イテ調査ヲシテ、果シテ提出者ノ意ノ如クナルカ否ヤ、本
員等ノ聞ク所ニ依リマスレバ、政府ハ中々砂糖稅杯ハ、外國ノ氣前ヲ憚クテ容
易ニヤリ得ヌト云フコトヲ聞イテ居ルガ、果シテ然ルヤ否ヤト云フコトモ能
ク政府トモ交渉シテ、其見込ノ立ツタ上ニ此案ヲ審査シタイト思ヒマスカラ、
特別委員九名ヲ置カレンコトヲ希望致シマス。

○橋元勗君(七十八番)チヨヅト質問ガアリマスガ、此提出者ノ方デハ國民
教育授業料全廢ノ建議案ト云フノデゴザイマシテ、其理由書ヲ見マスルト普
通教育ト云フモノハ、月謝ハ悉ク廢スルスウ云フノデアリマス、ソレカラ終
リニナルト云フト、ソレヲ全廢シテ公稅ヲ以テ自由教育ヲ施行スルノ制度
ヲ立テタイカラ、帝國議會ノ協賛ヲ求メラレントアル、小學校ノ
授業料ヲ廢スルト云フノガ趣意ノヤウニ聞イテ居ルガ、果シテ小學校ノ授業
料ヲ廢スルナラバ、吾ミハ其一私ハ確カリ覺エマセヌケレドモ、小學校令
ノ規定ニ據ツテ即チ勅令デ定マツテ居ルヤウニ思ヒマス、サウスレバ政府
ニ建議スレバ、政府ガ果シテ其建議ヲ容レルナラバ、其勅令ノ改正ヲ爲スガ宜
シイノデアルヤウニ思ウテ居ルガ、提出者ハ帝國議會ノ協賛ヲ求メラレント
ヲ望ムト云フノハ、別段ニ小學校ヘ是ダケニ當ル金ヲ補助スル案ヲ出シテ
吳レト云フ希望アリマスカ、ソレカラ普通教育ト云フノハ、中等教育ヲ指
シテ云フノデアリマスカ、小學校ノミヲ指シテ云フノデアリマスカ、又小學
校ノ部テハ尋常ノ方ト高等ノ方ヲ併セテ免除シヤウト云フノデアリマスカ、
其邊ヲ一應伺クテ置キタイ

○根本正君(三百番)御答ヲ致シマス、此政府ガ日本國民ノ子供等ノ中殆ド
二百五十万ノ人ガ學問ヲシナイデ居ルモノニ附イテ、殘ラズ學問ガ出來ルヤ
ウニスルト云フノガ、一番ノ趣意デアリマシテ、其月謝ト云フモノヲ即チ政
府ガ國稅ヲ以テ助ケル即チ出スペカラザル所ヘ出サナイデ、此教育ノ如キ
例ヘバ十分ノ研究ヲシテ、外ノ所ハ出サズトモ是ハ出サナケレバナラヌト云
フ即チ工藤君ノ御趣意ト同ジコトデアリマス、又此普通教育ハドレヽガ普
通教育ダト仰シヤイマスガ、即チ私が先刻議場デ申シマシタ通六ツカラ十
四マデノモノデ、即チ此高等小學校又此一番下ノ方ノ小學ノ子供等ノコトモ
云ヒマンシタ譯ニアリマシテ、ソレヲ自由教育ニシナケレバナラヌト云フ趣意
ヲ申シタノデアリマス

(「委員付託」ト呼フ者アリ又「賛成々々」ト呼フ者アリ)

○議長（片岡健吉君）　委員説が出て居リマスカラ——工藤行幹君ノ此案ニハ
特別委員ヲ置クト云フ説ニ附イテハ、御異議ハゴザイマセヌカ、議長ガ九名
ノ委員ヲ指名シテ宜シウゴザイマスカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（片岡健吉君）　御異議ガナケレバ其通致シマス——次ハ議事日程ノ第
二十二府縣水產試驗所水產講習所國庫補助建議案議案ノ朗讀ヲ消略致シマス

○根本正君（三百番）　ソレハ矢張其足リナイ所ハ補助スル譯デアリマシテ、
詰リ子供ヲ二人持ッタ者モ、一人モ持タナイ者モ、其身代ニ依クテ稅ヲ出ス、
詰リ子供ノ親カラ稅ヲ出サセルト云フノハ、不都合ダト云フノデアルカラ、
地方稅ニアラウガ、國庫ニアラウガ、或ハ縣稅ニアラウガ、不足ノモノハ國
カラ出シテ親ラ取ラナイヤウニシタイ、即チ百人ニ附イテ三十六人ノ不就學
ガアルト云フヤウナコトハ、譯ガ分ラヌ……

○議長（片岡健吉君）　〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（片岡健吉君）　御異議ガナケレバ其通致シマス——次ハ議事日程ノ第
二十二府縣水產試驗所水產講習所國庫補助建議案議案ノ朗讀ヲ消略致シマス

○根本正君（三百番）　ソレハ矢張其足リナイ所ハ補助スル譯デアリマシテ、
詰リ子供ヲ二人持ッタ者モ、一人モ持タナイ者モ、其身代ニ依クテ稅ヲ出ス、
詰リ子供ノ親カラ稅ヲ出サセルト云フノハ、不都合ダト云フノデアルカラ、
地方稅ニアラウガ、國庫ニアラウガ、或ハ縣稅ニアラウガ、不足ノモノハ國
カラ出シテ親ラ取ラナイヤウニシタイ、即チ百人ニ附イテ三十六人ノ不就學
ガアルト云フヤウナコトハ、譯ガ分ラヌ……

○議長（片岡健吉君）　〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（片岡健吉君）　御異議ガナケレバ其通致シマス——次ハ議事日程ノ第
二十二府縣水產試驗所水產講習所國庫補助建議案議案ノ朗讀ヲ消略致シマス

第一十二
府縣水產試驗所水產講習所國庫補助建議案（恆松隆
慶君外二名提出）

慶君夕——名提出

○我國ハ四周環海水產ノ利甚饒多ナリニ斯業ノ進歩發達ヲ圖ルニハ水產ニ關スル學術技術ノ講習試驗スル講習所及試驗所ヲ設置シ以テ當事者ノ智識ヲ開發指導スルヨリ急ナルハナシ近來各府縣ニ於テ其ノ必要ヲ認メ既ニ之カ設備ヲ爲シ又ハ之ヲ設置セムトスルモノアリト雖モ之ニ要スル費用ノ少カラサルカ爲ニ往々其ノ目的ヲ達スルコト能ハサルハ頗遺憾ナリトス故ニ政府ハ此ノ如キ設備ヲ爲スモノニ對シテ國庫ヨリ相當ノ補助金ヲ下附シ之カ成立ヲ補助シ斯業ノ進歩發達ヲ圖ラレムコトヲ希望ス

右建議ス

○恆松隆慶君(九十七番) 極簡短ニ述ベヤウト考ヘマスルデ、此席カラ述べマス諸君ノ御承知ノ通我帝國ハ環海八千里、漁民ノ數ガ一百餘万モアリマス、實ニ水產ノ人タルモノデゴザイマス、ソコデ國家經濟上是等ニハ獎勵システムノ富源ヲ求ムルガ必要ト考ヘマス、ソレデ此案ヲ提出致シタノデゴザイマスガ、此案ニ附イテハ別ニ金額トカ補助ノ手續トカ云フモノハ、書イテナイノデゴザイマス、別ニ委員ニ付託シテ調査スルノ必要ガナイノデアリマスカラ、ドウカ諸君ニ於テ御賛成即決アランコトヲ望ミマス

〔賛成々々〕ト呼フ者アリ又〔委員付託〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 委員付託ノ說ガ出マシク是ニ賛成ガアリマスカラ採決致シマス、九名ノ委員ヲ議長ガ指名スルコトニ同意ノ諸君ハ起立ヲ願ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數——委員ニ付託スルコトニナリマシタ、ソレカラ御注意致シテ置クコトガアリマス、ドウゾ特別委員ニナラレタ諸君ハ、成ルベク御勉強ナサレテ、十分審査ヲナスクテ、早ク議長ノ手許マヂ御報告アランコトヲ望ミマス、明日ヘ休會ヲ致シテ、議事日程ハ追テ書面ヲ以テ御通知致シマス、今日ハ是ニテ散會ヲ致シマス

午後四時五分散會

午後四時五分散會